

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

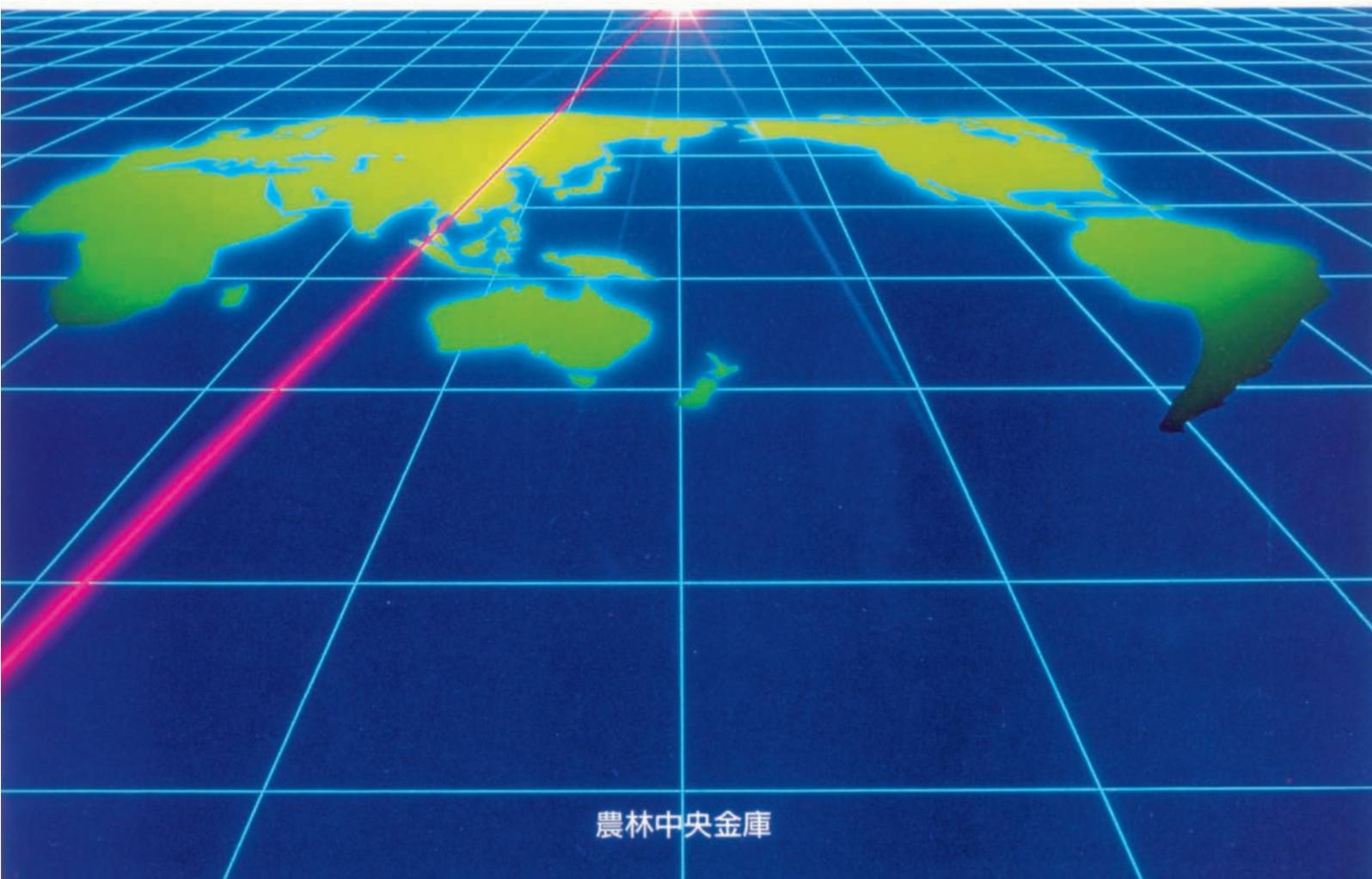
2010 **9** SEPTEMBER

金融規制の影響

自己資本比率規制と地域銀行

日本の公的年金制度の現状と今後の方向

パラグアイの金融と協同組合



今、金融規制は歴史的な転換点を迎えている。事の発端はサブプライムローンの焦付きをきっかけとする2007年以降の世界的な金融危機である。欧米各国は中央銀行による緊急の資金供給、大手金融機関への公的資本注入、協調利下げ等により、金融システムの安定化に努め、危機の連鎖は小康状態を得たが、欧州の一部ではまだ動揺が収まっていない。

今回の危機は複合的な要因によってもたらされた。サブプライムローンの商品性の問題、金融取引関係者のモラルハザード、負債調達で投資規模を膨らませるレバレッジ手法、金融技術を駆使した金融商品に内在するリスクの不透明性など多くの要因があげられる。要約すれば、今回の危機の底流にあるのは金融技術の進歩と普及を背景とする金融市場の構造変化である。それは相対取引を基本とする伝統的な間接金融から市場を通して取引が仲介される直接金融への変化である。しかも、リスクの移転と再構成が繰り返されるためにリスクの所在が見えなくなるというリスク構造の変化である。そして、いったんリスクが顕在化すると、市場を通じてリスクが増幅され、波及し、金融システム全体が深刻な機能不全に陥るという巨大なリスクのネットワーク化である。

このような市場型の金融システム危機を防止するためにはどのような金融規制が適切か。09年4月、ロンドンで開催された20か国・地域首脳会合（G20）ではマクロプルーデンスの視点に立った金融監督制度の必要性が議論された。従来の規制・監督は個々の金融機関の破綻防止（ミクロプルーデンス）に主眼があったが、それに対して、マクロプルーデンスは金融システム全体の安定性確保にねらいがある。もちろん、両者は二者択一のものではなく、基本的には相互補完的なものである。

10年7月にオバマ大統領が署名した米国の金融規制改革法はマクロプルーデンスの視点に立ったものと言える。しかも、米国は1999年に銀行と証券の分離を定めたグラス・ステイターガル法（1933年成立）を撤廃し、金融規制を大幅に緩和してきた。今回の改革法は再び規制強化にかじを切るものであり、米国の金融規制の歴史に残る大きな出来事となる。要点は業務規制の復活であり、金融機関の活動は厳しい制限を受けることになる。たとえば、銀行の自己資金を使った高リスクの金融取引は大幅に制限される。

また、バーゼル銀行監督委員会ではこれまでよりも厳しい銀行資本規制を検討中であり、十分な資本を調達できなければ貸出圧縮を迫られる状況のなかで、グローバルな規模で大手金融機関の増資行動が活発化してきている。

ところで、協同組織金融機関の場合、日本にかぎらず単位組織は地域に根ざした伝統的な預貸業務に軸がおかれており、グローバルに業務展開する大規模銀行と同様の規制を受けることはないが、連合組織ともなるとグローバルな金融市場のプレーヤーとして、新しい金融規制の影響を受けることもあり得よう。とくに、協同組織金融機関の場合は、資本増強の手段が一般の銀行とは異なる。新しい金融規制・自己資本規制がどのような形で決着するか、まだ不確定な部分はあるが、協同組織金融機関に不利な、あるいは過重な負担とならないように、協同組織金融機関の自己資本の特質について金融監督当局の理解を深める努力が必要であるように思われる。

今月のテーマ

金融規制の影響

今月の窓

金融規制の潮流と協同組織金融機関

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳

自己資本比率規制は地域銀行の行動にどのような影響を与えたか？

自己資本比率規制と地域銀行

矢島 格 2

日本の公的年金制度の現状と今後の方向

鈴木 博 20

談話室

自給率と食料安全保障の混同

九州大学大学院農学研究院・教授 伊東正一 18

外国事情

パラグアイの金融と協同組合

田中久義 35

統計資料 44

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

自己資本比率規制と地域銀行

自己資本比率規制は地域銀行の行動にどのような影響を与えたか？

調査第二部長 矢島 格

〔要 旨〕

- 1 世界経済に多大なダメージを与えた今次金融危機発生後、各方面で金融監督規制の見直しが活発に行われてきており、金融監督規制の中核である自己資本比率規制についてはバーゼル銀行監督委員会から昨(2009)年末に見直し案が提示された。このような状況をふまえ、今後の自己資本比率規制見直しに関する議論への寄与を目指して、地域銀行の行動に自己資本比率規制が与えた影響について実証的な検証を行った。
- 2 自己資本比率規制が地域銀行の貸出行動に与えた影響については、03年3月期～09年3月期のパネルデータを使った推計を行った。分析の結果、06年3月期までの第二地銀で、自己資本比率が下げれば(上げれば)貸出額を減らした(増やした)というキャピタル・クラッチの考えに沿った貸出行動がとられたことが示唆された。しかし、07年3月期以降の地域銀行においては、キャピタル・クラッチの考えに沿った貸出行動は見いだせなかった。
- 3 次に、バーゼル銀行監督委員会が昨年末提示した見直し案の背景とされたバーゼル の問題点を明らかにして、それらの問題点が、地域銀行の行動に与えた影響について検証を行った。分析の結果、見直し案のうち、レバレッジ比率の導入および流動性カバレッジ比率の導入の必要性は認められたが、自己資本の質、リスク捕捉の更なる強化および安定調達比率の導入の必要性は確認できなかった。
- 4 本稿の推計・検証方法についてはより一層の精緻化・高度化が必要であり、その結果にもとづく解釈は限定的とならざるをえないが、次の2点が地域銀行への自己資本比率規制適用に関するインプリケーションとして指摘できる。

キャピタル・クラッチが03年3月期～06年3月期の第二地銀で生じていたことを考えると、自己資本比率規制強化によって再びキャピタル・クラッチが起きる可能性を排除できない。

現在提示されているバーゼル の見直し案には、必ずしも導入の必要性を確認できない内容も含まれている。従って、見直し案をそのまま適用することについては、慎重な対応が求められる。

目次

はじめに

1 貸出行動への影響についての推計方法と使用データ

- (1) 推計方法
- (2) 使用データ

2 貸出行動への影響についての推計結果と考察

- (1) 推計結果
- (2) まとめと考察

3 今次金融危機で指摘されたバーゼル の問題点

4 バーゼル の問題点の検証方法と使用データ

- (1) Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率
- (2) 本部人員数に占める審査担当部人員数の比率

(3) 自己資本比率とレバレッジ比率の差

(4) 現金預け金・国債の負債に対する比率と負債のうち個人預金が占める比率

5 バーゼル の問題点の検証結果と考察

- (1) Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率
- (2) 本部人員数に占める審査担当部人員数の比率
- (3) 自己資本比率とレバレッジ比率の差
- (4) 現金預け金・国債の負債に対する比率と負債のうち個人預金が占める比率
- (5) まとめと考察

おわりに

はじめに

金融監督規制の中核とされてきた自己資本比率規制が、地域経済・金融を担う地域銀行の行動に与える影響について実証的に検証することを本稿の目的とする。

2007年のサブプライム危機に端を発し、08年のリーマンショックによって急拡大した金融危機は、世界経済に多大なダメージを与えた。今次金融危機が発生した主因として金融監督規制の失敗が指摘され、その認識のもと金融監督規制の見直しが各方面で活発に議論されてきた。そのなかでも最も重要な位置づけをされてきた自己資本比率規制の見直しに関しては、バーゼル銀行監督委員会によって見直し案が昨(09)年末に提示され、その後その見直し案に対し

て様々な検討が加えられてきている。

こうしたなか、地域の実体経済へのインパクトが大きい地域銀行の行動を対象にして、自己資本比率規制の影響を検証・分析することは、今後の規制内容の見直しや具体的な適用方法の検討に資するものと考えられる。また、金融監督規制がもたらす回避すべきコストとして、銀行経営のインセンティブを変化させ銀行行動をゆがめ、資源配分の非効率化を起すことが広く指摘されている。本稿は、このようなコストが顕在化していないか否かについての確認への一助にもなりうるものと考えられる。

具体的には、従来から多くの先行研究が蓄積されている自己資本比率規制の貸出行動への影響について分析するとともに、昨年末に提示されたバーゼル銀行監督委員会による見直し案の背景とされ、今次金融危

機で明らかにされた現行自己資本比率規制^(注6)の問題点のうち検証可能と思われる影響についても分析することとしたい。

本稿の構成は次のとおりである。

まず、1で自己資本比率規制の地域銀行の貸出行動への影響についての推計方法などを述べ、2で1の推計結果を示し考察を行う。続いて3では今次金融危機で指摘された現行自己資本比率規制（以下「バーゼル」という）の問題点を説明し、4でその問題点の地域銀行への影響に関する検証方法などを述べ、5で4の検証結果を示し考察を行う。最後に、本稿の内容をまとめる。

(注1) 本稿では、全国地方銀行協会加盟行および第二地方銀行協会加盟行を地域銀行と呼ぶ。

(注2) G-20(2009)参照。

(注3) Basel Committee on Banking Supervision(2009a, 2009b)参照。

(注4) 例えば、堀内(1998)および池尾(2010)を参照。

(注5) この影響は、自己資本の減少が銀行貸出を減少させる現象として研究対象にされてきた。Bernanke and Lown(1991)やPeek and Rosengren(1995)らは、このような現象をキャピタル・クランチ(Capital Crunch)と呼んだ。

(注6) 現行自己資本比率規制はバーゼルと一般に呼ばれ、日本では07年3月期決算から適用されている。なお、88年のバーゼル合意を受けて、91年3月期決算から適用された自己資本比率規制はバーゼルと呼ばれる。このあたりの詳細は佐藤(2007)を参照。

1 貸出行動への影響についての推計方法と使用データ

(1) 推計方法

自己資本比率規制が銀行の貸出行動に与

える影響についての先行研究は数多くある。^(注7)日本の銀行の貸出行動への影響を分析した代表的な先行研究としては、Peek and Rosengren(1997), Horiuchi and Shimizu(1998), Ito and Sasaki(1998), Ogawa and Kitasaka(2000), Honda(2002), Woo(2003), Watanabe(2007), Brana and Lahet(2009), Sasaki(2009)などが挙げられるが、実証結果は様々である。^(注8)そして、これらの先行研究はいずれも、各銀行の貸出額などのマイクロデータ(時系列データとクロスセクションデータを組み合わせたパネルデータ)を用いて分析を行っているが、分析対象の銀行、期間、推計式や採用される変数はそれぞれ異なっている。

これらの先行研究に基づき、本稿の推計は、次のようなアンバランス・パネルデータ(unbalanced panel data)を用いた推計^(注9)を行った。

まず、分析対象銀行は本稿の目的に従い地域銀行全行とした。実際の推計は、地域銀行全行を対象にした推計のほか、銀行特性や規制内容による相違の可能性も確かめるため、全国地方銀行協会加盟行(以下「地銀」という)のみを対象にした推計および第二地方銀行協会加盟行(以下「第二地銀」という)のみを対象にした推計、さらには、国際統一基準行のみを対象にした推計および国内統一基準行のみを対象にした推計^(注10)も行った。なお、預金保険法102条第1項の3号による措置で一時国有化された銀行は、他の地域銀行とは異なる要素が影響する可能性が高いため、サンプルからは

ずした。また、データの連続性を確保する観点から、合併等による他行から事業譲渡を受けた銀行はそれ以前の銀行とは異なる新しいサンプルとして扱い、事業を譲渡した銀行はその時点で消滅した銀行とみなした。

次に、分析期間については、自己資本比率規制が金融監督規制のなかで中心的な役割を機能しはじめたと指摘される03年3月期以降とし、具体的には03年3月期～09年3月期とした。^(注11) 実際の推計では、07年3月期のバーゼルⅢ導入による影響を確かめるため、03年3月期～09年3月期の期間のほか、03年3月期～06年3月期と07年3月期～09年3月期のそれぞれの期間の推計も行った。

推計式は、地域銀行も含んだ業態別における自己資本比率規制の貸出への影響を分析したSasaki (2009) に倣い、以下に示す誘導型方程式とした。^(注12)

貸出額変化率 i, t = 定数項

$$\begin{aligned}
 &+ a \times \text{自己資本比率変化率 } i, t \\
 &+ b \times \text{不良債権比率変化率 } i, t \\
 &+ c \times \text{GDP変化率 } i, t \\
 &+ d \times \text{売上高経常利益率変化率 } i, t \\
 &+ \text{誤差項 } i, t
 \end{aligned}$$

上式の i は各銀行を、 t は年度を、 a, b, c, d は各説明変数の係数を、それぞれ表しており、被説明変数と説明変数の変化率は当年度と前年度の自然対数の差によって算出した。

推計モデルについては、最小二乗法（変数間にどのような関係があるかを統計的に導き出す方法）のほか、各銀行の特性に考慮

するという観点から、固定効果モデル（被説明変数の違いは各銀行固有の特性によるところが多いと考えるモデル）と変量効果モデル（被説明変数の違いは各銀行固有の特性によらずランダムなものとするモデル）も使用した。そのうえで、推計モデルの採用に関する検定を実施して、統計的に最も有意な推計モデルによる推計結果を採用した。^(注13)

（注7）先行研究の包括的なサーベイについては、Mora and Logan (2010) が詳しい。

（注8）分析期間は、ほとんどの先行研究の場合90年代である。

（注9）アンバランス・パネルデータとはデータのなかに欠損値があるパネルデータのこと、具体的な推計にあたっては、山澤 (2004)、北岡・高橋・矢野 (2008) および松浦・コリンマッケンジー (2009) を参考にした。

（注10）国際統一基準行は海外拠点を有する銀行で、国内基準行は海外拠点を有しない銀行のことを言う。詳細は、佐藤 (2007) を参照。

（注11）櫻川 (2006) は、自己資本比率規制が金融監督規制の中心的な役割を機能し始めたのは、02年10月に不良債権処理の積極的推進を目指した「金融再生プログラム」が公表された以降であったとしている。

（注12）誘導型方程式とは、貸出への需要面からの影響と供給面からの影響を一つの式として表したものの。なお、誘導型方程式については、山澤 (2004) が詳しい。

（注13）具体的には、Redundant Testによって固定効果モデルが冗長であるという仮説を検定し、この仮説が棄却されない場合は、最小二乗法による推計結果を採用した。そして、Redundant Testによって固定効果モデルが冗長であるという仮説が棄却された場合は、ハウスマン検定を行い、その検定結果に従い固定効果モデルが変量効果モデルのいずれかを採用した。

(2) 使用データ

上記(1)の推計式は、自己資本比率と不良債権比率が各銀行の貸出行動に影響するという仮定に加えて、GDPと売上高経常利益率というマクロ指標（各銀行とも共通の

数値)も銀行貸出に影響を与えるという仮定に基づいている。

自己資本比率が減少した時は貸出額を減らすというキャピタル・クランチの考え^(注14)に従うと自己資本比率変化率の係数の符号は正になることが予想される。不良債権比率については、不良債権が増えれば銀行行動はより慎重になるのでリスクアセットである貸出額は減るという考えに従うと不良債権比率変化率の係数の符号は負になることが予想される。GDPについては、GDPが成長すれば銀行貸出への需要が増えるという考えに従うとGDP変化率の係数の符号は正になることが予想される。売上高経常利益率については、企業収益が高まれば銀行は貸出を増やそうとするという考えに従うと売上高経常利益率変化率の係数の符号は正になることが予想される一方、収益力の高い企業ほど銀行からの借入れへの需要が低下するという考えに従えば売上高経常利益率変化率の係数の符号は負になることが予想される。

なお、各変数のデ

ータの出所先については、貸出額、自己資本比率および不良債権比率(リスク管理債権の貸出額に対する比率)は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』各年度版^(注15)で、GDPは内閣府ホームページ、売上高経常利益率変化率は財務省『法人企業統計年報』各年版である。

各データの記述統計を示すと、第1表のとおりになる。

(注14)(注5)参照。

(注15)連結ベースの公表をしていない銀行もあるため、単体ベースの数値を採用した。

第1表 記述統計

	03.3~09.3		03.3~06.3		07.3~09.3	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
地域銀行全行(データ数)	(763)		(443)		(320)	
貸出額変化率	0.012	0.038	0.006	0.038	0.021	0.036
自己資本比率変化率	0.017	0.112	0.022	0.100	0.009	0.126
不良債権比率変化率	-0.106	0.200	-0.118	0.177	-0.091	0.228
GDP変化率	0.011	0.020	0.019	0.005	0.001	0.027
売上高経常利益率変化率	0.019	0.161	0.120	0.030	-0.116	0.166
地銀(データ数)	(437)		(249)		(188)	
貸出額変化率	0.015	0.036	0.006	0.034	0.027	0.035
自己資本比率変化率	0.016	0.086	0.025	0.070	0.005	0.103
不良債権比率変化率	-0.111	0.188	-0.120	0.179	-0.099	0.199
GDP変化率	0.011	0.020	0.019	0.005	0.001	0.027
売上高経常利益率変化率	0.019	0.161	0.120	0.030	-0.116	0.166
第二地銀(データ数)	(326)		(194)		(132)	
貸出額変化率	0.008	0.040	0.006	0.043	0.012	0.035
自己資本比率変化率	0.017	0.139	0.018	0.129	0.015	0.154
不良債権比率変化率	-0.100	0.216	-0.115	0.175	-0.079	0.264
GDP変化率	0.011	0.020	0.019	0.005	0.001	0.027
売上高経常利益率変化率	0.019	0.161	0.120	0.030	-0.116	0.166
国際統一基準行(データ数)	(56)		(32)		(24)	
貸出額変化率	0.021	0.030	0.007	0.027	0.040	0.022
自己資本比率変化率	0.006	0.056	0.020	0.048	-0.013	0.062
不良債権比率変化率	-0.110	0.203	-0.122	0.224	-0.095	0.174
GDP変化率	0.011	0.020	0.019	0.005	0.001	0.027
売上高経常利益率変化率	0.019	0.161	0.120	0.030	-0.116	0.166
国内基準行(データ数)	(707)		(411)		(296)	
貸出額変化率	0.011	0.039	0.006	0.039	0.019	0.036
自己資本比率変化率	0.017	0.115	0.022	0.103	0.011	0.130
不良債権比率変化率	-0.106	0.200	-0.117	0.173	-0.091	0.232
GDP変化率	0.011	0.020	0.019	0.005	0.001	0.027
売上高経常利益率変化率	0.019	0.161	0.120	0.030	-0.116	0.166

資料 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』各年度版、内閣府ホームページ、財務省『法人企業統計年報』各年版

2 貸出行動への影響に ついての推計結果と考察

(1) 推計結果

推計結果は、第2表のとおりである。

まず、地域銀行全行を対象にした推計をみると、自己資本比率変化率の係数は、07年3月期以降で予想に反して負で有意となった。不良債権比率変化率の係数は、予想どおり負で有意となった。GDP変化率の係

数は、03年3月期～09年3月期では予想どおり正で有意となったが、07年3月期以降では予想に反して負で有意となった。売上高経常利益率変化率の係数は、03年3月期～09年3月期では負で有意となったが、07年3月期以降では正で有意となった。

次に、地銀のみを対象にした推計結果であるが、その内容は、地域銀行全行の場合とほぼ同様と言えるものであった。

第二地銀のみを対象にした推計結果において注目すべきは、03年3月期～06年3月

第2表 推計結果(被説明変数:貸出額変化率)

	03.3～09.3			03.3～06.3			07.3～09.3			
	係数	t値	有意水準	係数	t値	有意水準	係数	t値	有意水準	
地域銀行全行	自己資本比率変化率	-0.011	-1.105		0.023	1.348		-0.045	-3.224	***
	不良債権比率変化率	-0.032	-5.454	***	-0.038	-3.457	***	-0.017	-2.082	**
	GDP変化率	0.731	5.327	***	1.279	3.395	***	-1.544	-1.905	*
	売上高経常利益率変化率	-0.121	-7.089	***	-0.178	-3.398	***	0.248	1.864	*
	自由度修正済決定係数	0.095			0.403			0.485		
推計モデル	変量効果モデル			固定効果モデル			固定効果モデル			
地銀	自己資本比率変化率	-0.029	-1.708	*	-0.021	1.348		-0.055	-2.813	***
	不良債権比率変化率	-0.019	-2.514	**	-0.051	-3.457	***	0.005	0.492	
	GDP変化率	0.918	5.441	***	1.355	2.770	***	-2.090	-2.153	**
	売上高経常利益率変化率	-0.166	-7.892	***	-0.279	-4.211	***	0.318	1.994	**
	自由度修正済決定係数	0.171			0.148			0.532		
推計モデル	変量効果モデル			変量効果モデル			固定効果モデル			
第二地銀	自己資本比率変化率	-0.001	-0.078		0.046	2.152	**	-0.030	-1.506	
	不良債権比率変化率	-0.042	-4.668	***	-0.027	-1.540		-0.032	-2.751	*
	GDP変化率	0.509	2.308	**	1.070	1.898	*	-0.434	-0.323	
	売上高経常利益率変化率	-0.061	-2.204	**	-0.039	-0.468		0.090	0.410	
	自由度修正済決定係数	0.068			0.497			0.423		
推計モデル	変量効果モデル			固定効果モデル			固定効果モデル			
国際統一基準行	自己資本比率変化率	0.085	1.459		-0.127	-1.086		0.000	0.004	
	不良債権比率変化率	-0.052	-3.848	***	-0.004	-0.148		-0.025	-1.117	
	GDP変化率	1.151	3.578	***	4.050	3.134	***	-3.793	-1.595	
	売上高経常利益率変化率	-0.247	-5.966	***	-0.154	-0.929		0.564	1.389	
	自由度修正済決定係数	0.585			0.464			0.574		
推計モデル	固定効果モデル			固定効果モデル			固定効果モデル			
国内基準行	自己資本比率変化率	-0.010	-0.946		0.026	1.441		-0.043	-3.032	***
	不良債権比率変化率	-0.030	-4.739	***	-0.036	-3.084	***	-0.015	-1.839	*
	GDP変化率	0.692	4.771	***	1.161	2.949	***	-1.292	-1.503	
	売上高経常利益率変化率	-0.112	-6.174	***	-0.170	-3.064	***	0.210	1.491	
	自由度修正済決定係数	0.075			0.402			0.475		
推計モデル	変量効果モデル			固定効果モデル			固定効果モデル			

(注) 有意水準の欄で、***, **, *は、それぞれ1%, 5%, 10%の水準で有意であることを示す。

期で自己資本比率変化率の係数は予想どおり正で有意となったことである。

国際統一基準行のみを対象にした推計では、03年3月期～09年3月期で自己資本比率変化率の係数が予想どおり正となったが有意にはならなかった。

最後に、国内基準行のみを対象にした推計は、地域銀行全行や地銀のみを対象にした推計とほぼ同様と言えるものであった。

(2) まとめと考察

自己資本比率規制による影響に絞れば、上記(1)の推計結果から、03年3月期～06年3月期で第二地銀において自己資本比率が下がれば(上がれば)貸出額を減らした(増やした)という貸出行動が示唆され、07年3月期以降では、逆の貸出行動すなわち自己資本比率が下がれば(上がれば)貸出額を増やした(減らした)貸出行動が、特に地銀あるいは国内基準行において示唆された。

しかし、07年3月期以降の結果についてはリーマンショック直後の特殊事情に留意しなくてはいけないだろう。その特殊事情とは世界的な資本市場の機能停止ないしは機能不全とそれに伴う銀行貸出への一時的な需要の高まりのことである。^(注16)具体的には、08年秋から09年春にかけてCP市場や社債市場が十分に機能しなくなり(CPや社債の発行ができなくなり)、それまで資本市場から資金調達でき、銀行借入には頼っていなかった優良企業までもが銀行貸出を求めようになった現象である。このような状況

下、金融危機による資産価格下落などによって銀行の自己資本比率が下がっても、企業サイドからの貸出へのニーズが強くなったことによって貸出額は増える事態に至った。その結果を反映して、自己資本比率変化率の係数が負で有意となった可能性がある。このことは、GDP変化率の係数が負で有意となり、売上高経常利益率変化率の係数が正で有意となっていることにも整合的である。つまり、GDP変化率と売上高経常利益率変化率の動きから、景気後退が起っても銀行貸出へのニーズは強く、収益力の高い企業も銀行貸出を求めたという解釈も成り立つ。

従って、07年3月期以降に見られる貸出行動は、この点からの影響を見極めなくてはならずバーゼル 導入の影響についても留保が必要である。しかし、自己資本比率が下がれば(上がれば)貸出額を減らした(増やした)というキャピタル・クランチの考えに沿った貸出行動は見いだせなかったことは少なくとも指摘できよう。

(注16)この現象については広田(2009)が詳しい。

3 今次金融危機で指摘された バーゼル の問題点

昨年末提示されたバーゼル銀行監督委員会による改革案とその背景にあるバーゼルが有する問題点を、Basel Committee on Banking Supervision(2009 a, 2009 b)および北野・青崎(2010)を参考にして簡潔に整理してみると第3表のようになる。

まず、自己資本の質、一貫性および透明性の向上については、今次金融危機で自己資本の質が改めて問われ、自己資本の部分の定義がこれまであまり見直されず各国間での一貫性や算出の透明性が低かったことが背景とされている。例えば、Shin (2009) では、07年に破綻した英国金融機関ノーザンロック (Northern Rock) の事例を使い、普通株式のみの自己資本、普通株式と優先株の自己資本、さらには普通株式と優先株に劣後債務も加えた自己資本の3種類の自己資本の乖離が年々広がっていたことを明らかにしている。

次に、リスク捕捉の更なる強化については、カウンターパーティーリスクの把握が

不十分であったことや外部格付の過度の依存が背景とされている。例えば、古賀 (2009) は、今次金融危機発生までは、銀行は証券化商品の組成者としてもあるいは投資家としても外部の格付会社に依存するインセンティブが強く、銀行の情報生産機能が弱くなっていたことを説明している。

3番めのレバレッジ比率の導入については、バーゼル が資産のリスクに応じてリスクウェイトを掛け合わせて算出されるためリスク感応的であることから、多くの銀行でバーゼル の枠組みでは低リスク資産とみなされる資産を積み上げる行動、すなわちレバレッジを高くして収益獲得をねらう行動がとられたことが背景とされてい

第3表 バーゼル 見直し案(市中協議文書)の骨子
- 2009年12月のバーゼル銀行監督委員会による改革案とその背景 -

	主な内容	背景・理由	
1	自己資本の質、一貫性および透明性の向上	Tier1を主要な部分(以下「普通株式等」とそれ以外に分けて、「普通株式等」は普通株と内部留保のみ構成させ、規制上の調整(資本の質を高めるための調整)を原則「普通株式等」に適用。また、「普通株式等」以外のTier1およびTier2の質も合わせて強化。さらに、「普通株式等」、Tier1、Tier1+Tier2の3種類の資本に対して、それぞれリスクアセットに対する必要な比率を求める。	これまで、自己資本の部分の定義については、大きな見直しがなされてこなかったため、各国間で定義に関する一貫性が損なわれる状態となっていた。また、自己資本の質が、今次金融危機で改めて問われた。さらに、リスクアセットに比べて、自己資本はその算出方法などの透明性が低かった。
2	リスク捕捉の更なる強化	カウンターパーティーリスク(ある取引先と店頭デリバティブ取引などがある場合、その取引先が破綻したときに損失を被るリスク)の取扱いの強化。また、外部格付への過度な依存の見直し。	カウンターパーティーリスクが適切に把握されていなかった。また、外部格付に依存することによって、銀行自身によるリスク評価がおろそかになるなどの負のインセンティブが働いた。
3	レバレッジ比率の導入	資産のリスクに応じてリスク・ウェイトを掛け合わせて算出するリスク感応的な自己資本比率の補完として、リスク感応的ではないレバレッジ比率を導入。	自己資本比率は十分な水準であった銀行が過度にレバレッジを高めていたことが明らかになった。
4	プロシクリカリティー(景気循環増幅効果)の抑制	プロシクリカリティーの4種類の抑制策を提示し、具体的な方法などは継続検討となった。	リスク感応的な自己資本比率は、プロシクリカリティーの特性を潜在的に有していることが指摘されてきた。
5	流動性規制の新たな導入	流動性カバレッジ比率(30日間にわたる流動性に関するストレス時においても高品質の流動資産の保有を求める比率:「適格流動資産÷30日間のストレス機関に必要となる流動性」と安定調達比率(より長期の流動性管理の強化を促すための比率:「安定資金調達額÷安定資金調達必要額」)の導入。	今次金融危機で、多くの銀行で流動性危機が発生。これまで、流動性リスク管理に関する規制が不十分だった。

資料 Basel Committee on Banking Supervision(2009a, 2009b)および北野・青崎(2010)を参考にして作成

る。International Monetary Fund (2009) は、今次金融危機発生前のノーマルなレバレッジ倍率（資産額 ÷ 普通株式）が25倍であったのに対して、08年末のユーロ圏における銀行の実際のレバレッジ倍率は40倍であったことを報告している。

4 番めのプロシクリカリティ^(注17)の抑制については、以前から指摘されたプロシクリカリティが今次金融危機でも起こり景気悪化をより激しくしたという指摘されることが背景とされている。しかし、このプロシクリカリティについては定量的な分析が十分になされておらず、その実態は未だ^(注18)把握されていないとされている。

最後の流動性規制の新たな導入については、今次金融危機で多くの銀行に流動性危機が発生したことが背景とされている。例えば、Morris and Shin (2008) は、実際のデータを分析したうえで、金融監督規制として、十分に流動性のある資産の保有および長期債務のような十分に安定的な資金調達の2点を提唱している。

(注17) プロシクリカリティとは、景気後退期には、貸倒れ等のダウンサイド・リスク増加に対応して所要自己資本が上昇するため銀行貸出減少などが起こり更なる景気後退への圧力がかかる一方、景気拡大期には、その逆の現象が起こり更なる景気拡大への圧力がかかることを言う。例えば、Kashyap and Stein (2004) を参照。

(注18) 西村 (2009) 参照。

4 バーゼル の問題点の 検証方法と使用データ

上記3で挙げたバーゼル の問題点が地

域銀行に与えた影響を確かめるため、05年3月期～09年3月期を対象にして可能な範囲で検証を行った。

自己資本の質、一貫性および透明性の向上についてはTier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率に関する検証、リスク捕捉の更なる強化については審査体制の充実度（本部人員数に占める審査担当部人員数の比率）に関する検証、レバレッジ比率の導入については自己資本比率とレバレッジ比率の差に関する検証、そして、流動性規制の新たな導入については現金預け金・国債の負債に対する比率および負債のうち個人預金が占める比率^(注19)に関する検証をそれぞれ行った。なお、問題点のうちプロシクリカリティに関する検証は、前述のとおりその実態は十分には把握されておらず容易には検証できないことから、実施しなかった。具体的には、以下の(1)～(4)のとおりである。

(注19) 2で行った推計の場合と同様、銀行特性や規制内容による相違の可能性を確かめるため、地域銀行全行を対象にした検証のほか、地銀のみを対象にした検証、第二地銀のみを対象にした検証、国際統一基準行のみを対象にした推計および国内基準行のみを対象にした推計も行った。また、2と同様、預金保険法102条第1項の3号による措置で一時国有化された銀行をサンプルからはずした。

(1) Tier1のうち優先株を除いた部分の
リスク調整済自己資本に占める比率
バーゼル が定めるリスク調整済自己資本は、中核的な基本的項目であるTier1と補完的項目であるTier2によって構成されており、Tier1には普通株、内部留保のほ

か優先株なども含まれているが、Tier1のうち優先株などを除いた部分が最も質が高い自己資本と一般に考えられており、第3表で示した見直し案でもその考えに沿っている。

この観点から、このTier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率が、バーゼル 導入以降どの程度変化したかについて検証し、地域銀行が自己資本の質を落とすという行動をとったか否かを確認した。なお、Tier1、そのうちの優先株およびリスク調整済自己資本の各データについては『金融ビジネス』の各年SUMMER号より取得した。

(注20) 詳細は佐藤(2007)参照。

(注21) 普通株と内部留保を除くTier1には優先株以外の項目も含まれているが、本稿では検証の簡便性を優先して、除外する対象を金額的に最も影響が大きい優先株に限ることとした。

(2) 本部人員数に占める審査担当部 人員数の比率

バーゼル が外部の格付会社への過度の依存を促し、その結果銀行自身によるリスク評価がおろそかになったという指摘に対しては、銀行自身によるリスク評価活動の代理変数として審査体制の充実度を確認することにした。

審査体制の充実度については、富山・深尾・隋・西村(2001)に倣って、本部人員数に占める審査担当部人員数の比率を使用して検証したが、部署名から審査担当部を特定できない銀行はサンプルから除外した。なお、本部人員数および審査担当部人員数の各データについては、日本金融通信

社『日本金融名鑑』各年度版より取得した。

(3) 自己資本比率とレバレッジ比率の差
バーゼル が、規制の対象にならないレバレッジを高める誘因を銀行に与えたという指摘に対しては、バーゼル に従って算出した自己資本比率と分母をリスク調整済資産額ではなくバランスシート上の総資産額として算出したレバレッジ比率との差がどれ位広がったかについて検証した。

なお、自己資本額とリスク調整済資産額は日本金融通信社『ニッキン資料年報』の各年度版より取得し、総資産額は全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』の各年度版より取得した。

(4) 現金預け金・国債の負債に対する 比率と負債のうち個人預金が占める比率

バーゼル では流動性に関する規制がなされておらず、そのため今次金融危機では流動性危機が想定以上に顕在化されたという反省のもと、見直し案では第3表で示したとおり2種類の規制案(流動性カバレッジ比率と安定調達比率)が提示された。

流動性カバレッジ比率は、高品質の流動資産を多く保有するという考えに基礎を置いていることから、代理変数として現金預け金・国債の負債に対する比率を使って検証を行った。一方、安定調達比率は、十分に安定した資金調達(市場からの大口資金の短期調達ではない資金調達)をより多くし

なければならないという考えに基礎を置いていることから、代理変数として安定した資金調達先と一般に考えられている個人預金に負債に占める比率を使って検証を行った。^(注22)

(注22) Shin (2009) も、個人預金の資金調達先としての安定性について説明している。

5 バーゼル の問題点の 検証結果と考察

上記4で説明した検証の結果とその考察は、以下のようになる。

(1) Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率
Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率の検証結果は、第4表のとおりとなった。

第4表から、Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率の低下は地域銀行では確認できず、むしろ、地域銀行のなかで国際統一基準行に限れば、07年3月期以降この比率を上昇させていることが統計的にも裏付けられた。

(2) 本部人員数に占める審査担当部
人員数の比率

本部人員数に占める審査担当部人員数の

第4表 Tier1のうち優先株を除いた部分のリスク調整済自己資本に占める比率

決算期		対象行数	平均値	標準偏差	平均値の差の検定結果		
					t値	有意水準	
地域銀行 全行	05.3	111	0.7456	0.1798			
	06.3	110	0.7534	0.1609			
	07.3	109	0.7277	0.2287	05年3月期と07年3月期との差	0.6398	
	08.3	108	0.7369	0.1997	05年3月期と08年3月期との差	0.3357	
	09.3	104	0.7287	0.2053	05年3月期と09年3月期との差	0.6370	
地銀	05.3	63	0.7508	0.1695			
	06.3	63	0.7557	0.1591			
	07.3	63	0.7460	0.1769	05年3月期と07年3月期との差	0.1538	
	08.3	63	0.7643	0.1585	05年3月期と08年3月期との差	-0.4567	
	09.3	62	0.7651	0.1737	05年3月期と09年3月期との差	-0.4619	
第一地銀	05.3	48	0.7387	0.1924			
	06.3	47	0.7503	0.1634			
	07.3	46	0.7027	0.2828	05年3月期と07年3月期との差	0.7116	
	08.3	45	0.6986	0.2408	05年3月期と08年3月期との差	0.8740	
	09.3	42	0.6749	0.2345	05年3月期と09年3月期との差	1.3827	
国際統一 基準行	05.3	9	0.7425	0.0763			
	06.3	9	0.7236	0.0752			
	07.3	9	0.7552	0.0781	05年3月期と07年3月期との差	-0.3294	
	08.3	8	0.8537	0.0692	05年3月期と08年3月期との差	-2.9587	***
	09.3	8	0.9067	0.0786	05年3月期と09年3月期との差	-4.0915	***
国内基準 行	05.3	102	0.7459	0.1862			
	06.3	101	0.7560	0.1662			
	07.3	100	0.7253	0.2374	05年3月期と07年3月期との差	0.6816	
	08.3	100	0.7276	0.2037	05年3月期と08年3月期との差	0.6621	
	09.3	96	0.7139	0.2056	05年3月期と09年3月期との差	1.1395	

資料 『金融ビジネス』各年summer号

(注)1 09年3月期で、Tier1に占める優先株の金額が把握できない銀行が3行あり、それらの銀行もサンプルから除外した。

2 平均値の差の検定は、分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定による。

なお、***は1%有意水準、**は5%有意水準、*は10%有意水準を示す。

比率について、審査担当部が特定できた60行を対象にした検証結果は第5表のとおりとなった。

第5表から、対象となった地域銀行では、本部人員数に占める審査担当部人員数の比率を変化させていなかったことが確認できた。

第5表 本部人員数に占める審査担当部人員数の比率

決算期	対象行数	平均値	標準偏差
05.3	60	0.0921	0.0423
07.3		0.0927	0.0416
09.3		0.0920	0.0434

資料 日本金融通信社『日本金融名鑑』各年度版

(3) 自己資本比率とレバレッジ比率の差
自己資本比率とレバレッジ比率の差についての検証結果は、第6表のとおりとなった。

第6表から、自己資本比率とレバレッジ比率の差は、07年3月期以降地域銀行で拡大していたことが確認できた。

(4) 現金預け金・国債の負債に対する比率と負債のうち個人預金が占める比率

まず、現金預け金・国債の負債に対する比率についての検証結果は、第7表のとおりとなった。

第6表 自己資本比率(自己資本額÷リスク調整済資産額)とレバレッジ比率(自己資本額÷総資産額)の差

決算期	対象行数	平均値 (%)	標準偏差 (%)	平均値の差の検定結果			
					t値	有意水準	
地域銀行 全行	05.3	111	4.4595	1.1391			
	06.3	110	4.5892	1.0324			
	07.3	109	4.8594	1.2450	05年3月期と07年3月期の差	-2.4727	**
	08.3	108	4.8378	1.2889	05年3月期と08年3月期の差	-2.2885	**
	09.3	107	4.8804	1.1950	05年3月期と09年3月期の差	-2.6480	***
地銀	05.3	63	4.9597	1.0924			
	06.3	63	5.0443	0.9364			
	07.3	63	5.4027	1.1624	05年3月期と07年3月期の差	-2.1867	**
	08.3	63	5.3584	1.1680	05年3月期と08年3月期の差	-1.9632	*
	09.3	63	5.3426	1.1561	05年3月期と09年3月期の差	-1.8955	*
第一地銀	05.3	48	3.8030	0.8215			
	06.3	47	3.9793	0.8184			
	07.3	46	4.1152	0.9297	05年3月期と07年3月期の差	-1.7042	*
	08.3	45	4.1088	1.0798	05年3月期と08年3月期の差	-1.5132	*
	09.3	44	4.2187	0.9030	05年3月期と09年3月期の差	-2.2773	**
国際統一 基準行	05.3	9	5.0929	0.4701			
	06.3	9	4.9201	0.4973			
	07.3	9	5.6057	0.8324	05年3月期と07年3月期の差	-1.5172	
	08.3	8	5.6580	0.8765	05年3月期と08年3月期の差	-1.5248	
	09.3	8	5.5318	0.9455	05年3月期と09年3月期の差	-1.1137	
国内基準 行	05.3	102	4.4036	1.1636			
	06.3	101	4.5598	1.0622			
	07.3	100	4.7922	1.2540	05年3月期と07年3月期の差	-2.2704	**
	08.3	100	4.7722	1.2940	05年3月期と08年3月期の差	-2.1165	**
	09.3	99	4.8278	1.1976	05年3月期と09年3月期の差	-2.5331	**

資料 日本金融通信社『ニッキン資料年報』各年度版、全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』各年度版
(注) 平均値の差の検定は、分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定による。
なお、***は1%有意水準、**は5%有意水準、*は10%有意水準を示す。

第7表から、現金預け金・国債の負債に対する比率を、07年3月期以降地域銀行は減少させていることが確認できた。

次に、負債のうち個人預金の占める比率についての検証結果は第8表のとおりとなった。

第8表から、負債のうち個人預金の占める比率は、07年3月期以降上昇させていることが確認できた。

(5) まとめと考察

上記(1)~(4)の検証結果をまとめると次のようになる。

地域銀行では、バーゼル の問題点として指摘されている問題点のうち、自己資本

の質を低下させたことや審査体制を弱体化させたことはなかったが、レバレッジを拡大させた行動は確認された。また、流動性管理に関しては、流動性のある資産の保有を減少させた一方で、安定した資金調達と言える個人預金の比重は上昇させたことが認められた。

なお、上記(1)~(4)の検証は、バーゼル の問題点を可能な範囲で検証したものであり、それぞれの検証対象と自己資本比率規制との関連が十分には確認できないことに留意が必要である。つまり、検証範囲が限られたものであるだけでなく、各検証対象の内容は自己資本比率規制あるいはバーゼル 導入以外の要因によってもたら

第7表 現金預け金・国債の負債に対する比率

決算期		対象行数	平均値	標準偏差	平均値の差の検定結果		
					t値	有意水準	
地域銀行 全行	05.3	111	0.1531	0.0381			
	06.3	110	0.1478	0.0389			
	07.3	109	0.1403	0.0380	05年3月期と07年3月期との差	2.4724	**
	08.3	108	0.1307	0.0375	05年3月期と08年3月期との差	4.3672	***
	09.3	107	0.1358	0.0398	05年3月期と09年3月期との差	3.2642	***
地銀	05.3	63	0.1539	0.0367			
	06.3	63	0.1470	0.0377			
	07.3	63	0.1370	0.0361	05年3月期と07年3月期との差	2.5762	**
	08.3	63	0.1259	0.0366	05年3月期と08年3月期との差	4.2528	***
	09.3	63	0.1336	0.0430	05年3月期と09年3月期との差	2.8304	***
第一地銀	05.3	48	0.1521	0.0399			
	06.3	47	0.1488	0.0404			
	07.3	46	0.1449	0.0401	05年3月期と07年3月期との差	0.8633	
	08.3	45	0.1374	0.0378	05年3月期と08年3月期との差	1.8053	*
	09.3	44	0.1389	0.0346	05年3月期と09年3月期との差	1.6739	*
国際統一 基準行	05.3	9	0.1416	0.0263			
	06.3	9	0.1273	0.0181			
	07.3	9	0.1181	0.0258	05年3月期と07年3月期との差	1.8075	*
	08.3	8	0.1099	0.0284	05年3月期と08年3月期との差	2.2302	**
	09.3	8	0.1146	0.0185	05年3月期と09年3月期との差	2.3197	**
国内基準 行	05.3	102	0.1541	0.0389			
	06.3	101	0.1496	0.0397			
	07.3	100	0.1423	0.0383	05年3月期と07年3月期との差	2.1562	**
	08.3	100	0.1323	0.0377	05年3月期と08年3月期との差	4.0263	***
	09.3	99	0.1375	0.0406	05年3月期と09年3月期との差	2.9517	***

資料 全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』各年度版
(注) 平均値の差の検定は、分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定による。
なお、***は1%有意水準、**は5%有意水準、*は10%有意水準を示す。

された結果ではないかという批判も退けられないので、検証結果による解釈は限定的にならざるを得ない。しかし、地域銀行の行動に見られる傾向について、バーゼルの問題点と指摘される観点から確かめたと
いう意味では意義はなくならないと考える。この立場から検証結果を解釈するならば、次のような解釈が可能だろう。

現在考えられているバーゼル 見直し案のうち、レバレッジ比率の導入および流動性カバレッジ比率の導入は、これらの規制案が目指す方向に地域銀行の行動を導くためには必要だと言えよう。一方、自己資本の質の向上、リスク捕捉の更なる強化、および安定調達比率の導入を行う必要性は、

必ずしも確認できなかった。

おわりに

本稿は、自己資本比率規制が地域銀行の行動に与える影響について実証的に検証することを目的として、自己資本比率規制の地域銀行の貸出行動への影響を考察するとともに、現行の自己資本比率規制であるバーゼルの問題点の地域銀行への影響も考察した。

改めて、本稿の推計・検証結果をまとめると次のようになる。

自己資本比率が下がれば（上がれば）貸出額を減らした（増やした）というキャピ

第8表 負債のうち個人預金が占める比率

決算期	対象行数	平均値	標準偏差	平均値の差の検定結果			
					t値	有意水準	
地域銀行 全行	05.3	106	0 6919	0 0588			
	06.3	105	0 6890	0 0677			
	07.3	96	0 6931	0 0589	05年3月期と07年3月期との差	-0 1494	
	08.3	106	0 7069	0 0601	05年3月期と08年3月期との差	-1 8255	*
	09.3	107	0 7060	0 0606	05年3月期と09年3月期との差	-1 7136	*
地銀	05.3	63	0 6647	0 0475			
	06.3	63	0 6625	0 0639			
	07.3	57	0 6688	0 0516	05年3月期と07年3月期との差	-0 4493	
	08.3	63	0 6811	0 0504	05年3月期と08年3月期との差	-1 8641	*
	09.3	63	0 6837	0 0528	05年3月期と09年3月期との差	-2 1040	**
第一地銀	05.3	43	0 7317	0 0505			
	06.3	42	0 7287	0 0522			
	07.3	39	0 7286	0 0502	05年3月期と07年3月期との差	0 2702	
	08.3	43	0 7445	0 0528	05年3月期と08年3月期との差	-1 1435	
	09.3	44	0 7378	0 0566	05年3月期と09年3月期との差	-0 5309	
国際統一 基準行	05.3	9	0 6640	0 0383			
	06.3	9	0 6505	0 0476			
	07.3	9	0 6604	0 0427	05年3月期と07年3月期との差	0 1675	
	08.3	8	0 6637	0 0391	05年3月期と08年3月期との差	0 0150	
	09.3	8	0 6692	0 0427	05年3月期と09年3月期との差	-0 2498	
国内基準 行	05.3	97	0 6945	0 0597			
	06.3	96	0 6926	0 0682			
	07.3	88	0 6961	0 0592	05年3月期と07年3月期との差	-0 1848	
	08.3	98	0 7104	0 0602	05年3月期と08年3月期との差	-1 8450	*
	09.3	99	0 7089	0 0608	05年3月期と09年3月期との差	-1 6713	*

資料 日本金融通信社『ニッキン資料年報』各年度版、全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』各年度版

(注)1 個人預金額が不明な銀行は、サンプルから除外した。

2 平均値の差の検定は、分散が等しくないと仮定した2標本によるt検定による。

なお、***は1%有意水準、**は5%有意水準、*は10%有意水準を示す。

タル・クランチの考えに沿った貸出行動は、03年3月期～06年3月期の第二地銀で見られたが、07年3月期以降では見られなかった。また、バーゼルの見直し案として昨年末バーゼル銀行監督委員会で提示された内容のうち、レバレッジ比率と流動性カバレッジの導入は効果的と言えるが、自己資本の質の向上、リスク捕捉の更なる強化、および安定調達比率導入については、それらの必要性を必ずしも確認できなかった。

本稿の推計・検証方法については、既述のとおりより一層の精緻化・高度化が必要であり、推計・検証結果にもとづく解釈は限定的とならざるをえないが、そのことを十分留意したうえで、地域銀行への自己資本比率規制適用に関するインプリケーションを述べるならば次の2点が指摘できる。

キャピタル・クランチが03年3月期～06年3月期の第二地銀で生じていたことを考えると、自己資本比率規制強化によって再びキャピタル・クランチが起きる可能性を排除できない。

現在提示されているバーゼルの見直し案には、必ずしも導入の必要性を確認できない内容も含まれている。従って、見直し案をそのまま適用することについては、慎重な対応が求められる。

最後に、今後の課題として、地域銀行以外の業態も分析対象に加えていくことおよび銀行行動の実体経済への影響に関する研究にも取り組んでいくことを挙げておきたい。

<参考文献>

- Basel Committee on Banking Supervision (2009 a) "Strengthening the Resilience of the Banking Sector Consultative Document," Bank for International Settlements .
- Basel Committee on Banking Supervision (2009 b) "International Framework for Liquidity Risk Measurement, Standards and Monitoring," Bank for International Settlements .
- Bernanke, B. and C. Lown (1991) "The credit crunch," *Brookings Papers on Economic Activity* No.2 : 205-248 .
- Brana, S. and D. Lahet (2009) "Capital Requirement and Financial Crisis : The Case of Japan and the 1997 Asian crisis," *Japan and the World Economy* 21 : 97-104 .
- G 20 (2009) "Declaration on Strengthening the Financial System LONDON, 2 April".
- Honda, Y. (2002) "The Effects of the Basle Capital Standard on Bank Credit : The Case of Japan," *Applied Economics* 34 : 1233-1239 .
- Horiuchi, A. and K. Shimizu (1998) "The Deterioration of Bank Balance Sheets in Japan : Risk-taking and Recapitalization," *Pacific-Basin Finance Journal* 6 : 1-26 .
- International Monetary Fund (2009) "Global Financial Stability Report" April .
- Ito, T. and Y. Sasaki (1998) "Impacts of the Basle Capital Standard on Japanese Bank's Behaviour," NBER Working Paper 6730.
- Kashyap, A. and J. Stein (2004) "Cyclical Implications of the Basel Capital Standard," *Economic Perspectives*, Federal Reserve Bank of Chicago 1Q : 18-31 .
- Mora, N. and A. Logan (2010) "Shocks to Bank Capital : Evidence from UK Banks at Home and Away," Bank of England Working Paper No.387 .
- Morris, S. and H. S. Shin (2008) "Financial Regulation in a System Context" paper prepared for the Brookings Papers conference , Fall .
- Ogawa, K. and S. Kitasaka (2000) "Bank Lending in Japan : Its Determinants and Macroeconomic Implications," in T. Hoshi and M. Patrick (eds.) *Crisis and Change in the Japanese Financial System*, Kluwer Academic Publishers : 159-199 .

- Peek, J. and E. Rosengren (1995) "The Capital Crunch: Neither a Borrower nor a Lender Be," *Journal of Money, Credit and Banking* Vol.27 : 625-638 .
- Peek, J. and E. Rosengren (1997) "The International Transmission of Financial Shocks: The Case of Japan," *American Economic Review* 87 (4) : 495-505 .
- Sasaki, Y (2009) "Has the Basel Accord Accelerated Evergreening Policy in Japan? A Panel Analysis of Japanese Bank Credit Allocation" presented at the 2009 Far East and South Asia Meeting of the Econometric Society .
- Shin, H. S. (2009) "Reflections on Northern Rocks: The Bank Run that Heralded the Global Financial Crisis," *Journal of Economic Perspectives* 23(1) : 101-119 .
- Watanabe, W (2007) "Prudential Regulation and the 'Credit Crunch': Evidence from Japan," *Journal of Money, Credit and Banking* Vol.39 : 639-665 .
- Woo, D (2003) "In Search of 'Capital Crunch': Supply Factors Behind the Credit Slowdown in Japan," *Journal of Money, Credit and Banking* Vol.35 : 1019-1038 .
- 池尾和人 (2010) 『現代の金融入門 (新版)』 ちくま新書

- 北岡孝義・高橋青天・矢野順治 (2008) 『EViewsで学ぶ実証分析入門 応用編』 日本評論社
- 北野淳史・青崎稔 (2010) 「バーゼル委による銀行規制改革案 (市中協議文書) の概要」 『金融』 3月 : 3-15
- 古賀麻衣子 (2009) 「世界的な金融危機の波及とグローバルな銀行行動 既存研究からのインプリケーション」 日銀レビュー 2009-J-15
- 櫻川昌哉 (2006) 「金融監督政策の変遷: 1992-2005」 『フィナンシャル・レビュー』 October : 112-141
- 佐藤隆文 (2007) 『バーゼル と銀行監督』 東洋経済新報社
- 富山雅代・深尾京司・隋清遠・西村清彦 (2001) 「銀行の審査活動と借入企業のパフォーマンス」 『経済研究』 第52巻第2号 : 166-186
- 西村清彦 (2009) 「金融システムの安定性とマーケット・コンフィデンス - 日本金融学会における講演要旨 - 」 日本銀行, 5月16日
- 広田真一 (2009) 「日本のメインバンク関係: モニタリングからリスクヘッジへ」 RIETI Discussion Paper Series 09-J-023
- 堀内昭義 (1998) 『金融システムの未来 - 不良債権問題とビッグバン - 』 岩波新書
- 松浦克己・コリンマッケンジー (2009) 『ミクロ計量経済学』 東洋経済新報社
- 山澤成康 (2004) 『実戦計量経済学入門』 日本評論社

(やじま いたる)



自給率と食料安全保障の混同

日本の食料自給率は近年は40%前後（カロリーベース）で推移しているが、この率に対して危機的感覚を覚える人が多い。マスコミでも2008年の国際食料価格の高騰を機に「食料危機」という言葉さえ頻繁に使われるようになった。日本の「食料安全保障が危ない」というイメージに連動させている。また、政治家も「有事の際に…」という表現で、現在の自給率を憂いている。

ここで、食料安全保障を本当に脅かすものは何であるか、ということを考えてみたい。2008年の国際価格の高騰はあとで述べることにして、それ以前の日本での混乱は1993年の不作によるコメ価格の高騰であろう。「平成の米騒動」と呼ばれた。このときには、1993年産のコメの作況指数が74にまで落ちた。予想されていた量の74%しか生産できなかったということである。このため政府は、年末から翌年にかけて250万トンという史上まれに見るコメ輸入に奔走することになる。

1994年と言え、1995年からWTOのMA米の輸入が始まる前のことである。そのころの日本はコメの輸入先については非常に乏しい情報しか持ち合わせていなかった。これは、商社も同じである。コメ貿易のパイプを持たない日本は輸出国の情報に乏しく、一般に言われるコメの輸出国がどのようなコメをどれくらい輸出できるのか、また、世界最大のコメ生産国の中国でどのようなコメをどこでどれくらいの量で生産しているのか、そのような情報がないのである。当然ながら手探りの模索が始まった。「泥棒を見て縄をなう」ような話である。

一方、コメの輸出国においても、輸入しない日本へ向けたコメなぞ、当時はとても生産してはいない。当然ながら国際コメ市場で大混乱が起きる。日本が緊急輸入を始める前の1993年は精米1トン当たり200ドルを割ってコメの国際価格は低迷していた。そこへ日本の緊急輸入ということで、国際市場は混乱と同時に久々の活気を呈したことも事実である。国際価格は1994年2月には390ドル（タイ産米100%B）へと2倍近くにまで上昇した。日本の期待する品質のコメは不十分にしか入手できなかったが、コメの国際市場は沸いた。日本政府としてはどんなコメでもとにかく量だけは確保して日本国民の不安を抑えたい、とい

う気持ちであったらう。国内では輸入米は概して不人気であった。

こうした不測の災害はいつやってくるかわからない。自然災害の力は膨大でその前において人類の力は無に等しい。現代の高度な技術を持ってしても、台風一つさえ、我々は避けることができないのである。そのような台風一つが日本列島を九州から本州、北海道まで縦断したなら、その年の日本の食料自給率は一気に下がるであろう。食料安全保障は自給率が高かろうと低かろうと、自然の力に対抗する力を持たない日本にとって、実に危ういのである。これはどこの国も同じであるが、国土の狭い日本においては特にそうである。

さらに「有事の際に…」という表現がある。これは戦争状態のことを暗にさし、日本への食料供給が途絶える、ということをはのめかしている。しかし、このようなことを政府が誤って発生させた場合には、途絶えるのは食料だけでなく、石油もそうである。石油に頼っている日本農業はマヒ状態となる。その点では、食料の備蓄が重要であるが、備蓄は必ずしも国産の食料によるわけではない。それ以前に「有事」を発生させるような無能な政府を作ってはならないし、「有事」の言葉を発して食料供給の危機感をあおるような政府や政治家を持ってはならないのである。

世界の食料増産力は日本での想像を遙かに超えたものがある。2008年の世界の穀物生産は前年に比べ何と5.1%の伸びを示した。価格の上昇で世界の農家が大きな刺激を受けたのである。その刺激とは、除草や水管理、施肥、遊休農地の再生産など、単収を上げる努力から生産面積を拡大することまで、あらゆる面で世界の農家を刺激したのである。その後も世界の食料生産はコムギを除き速いスピードで増産されている。1990年代以降、価格の低迷で生産が下降気味で推移していたコムギは2008年の価格の高騰で生産は急増した。

自給率の向上があたかも食料安全保障を強めるかに見えるが、そうではない。よって、日本より国土の狭いシンガポール、台湾、韓国が日本よりも高い率で穀類の輸入を行っている。国内産では生産コストが高い上に自然災害には抗いきれないのだ。一国においては、そのような「自給率」と「食料安全保障」の違いをしっかりと認識した上で、将来の農業・食料需給のあり方を考えていく必要がある。同時に、途上国など海外における食料増産への支援が重要となろう。

(九州大学大学院農学研究院・教授 伊東正一・いとうしょういち)

日本の公的年金制度の現状と今後の方向

専任研究員 鈴木 博

〔要 旨〕

- 1 日本の公的年金制度は、一定の年齢条件等に達したすべての国民が加入する国民年金（基礎年金）制度と、民間サラリーマンが加入する厚生年金保険制度や公務員等が加入する共済年金制度からなる被用者年金制度の2階建ての構造である。
- 2 国民年金や厚生年金の保険料収入や年金給付費などの資金は、年金特別会計の年金勘定で管理される。国民年金勘定は、第1号被保険者にかかる資金を管理しているが、2002年度に単年度収支が赤字となり、以後赤字幅が拡大している。財政悪化の要因として、被保険者のなかで臨時・パートなどの非正規雇用者のシェアが高まり、保険料の全額免除者の増加や納付率低下を招いていることなどがある。厚生年金勘定も、98年度ごろから黒字が縮小し、03年度に赤字となり、05年度以降赤字幅が拡大している。運用収入の減少もあるが、雇用や賃金の低迷で保険料収入が伸び悩んでいることの影響が大きい。
- 3 少子高齢化の進行に対応し、厚生年金の支給乗率の引下げや支給開始年齢の引上げなどが実施されているが、04年には、保険料水準固定方式とセットでマクロ経済スライドが導入された。マクロ経済スライドは、被保険者数の減少や平均寿命の伸びなどを数値化したスライド調整率を名目賃金（可処分所得）上昇率や消費者物価上昇率から差し引いて年金額を計算し、年金制度の持続性を確保しようとするものである。しかし、日本経済の現状はデフレ状態にあり、マクロ経済スライドが適用できる状態にない。デフレからの早期脱却が急務である。
- 4 年金制度を変動する経済状況等に対応可能なものとするには、確定拠出型の要素を取り入れる必要がある。たとえば、最低保証年金としての基礎年金は確定給付型を維持する一方で、報酬比例の年金は、賃金や物価の変動、運用利回りの結果等に応じて、給付額が変動するような制度とすることも一つの方向であろう。また、少子高齢化は経済情勢にかかわらず進行するため、報酬比例の年金については賃金や物価の動向にかかわらずマクロ経済スライドを実施することも検討されるべきであろうと思われる。基礎年金の国庫負担の財源として、消費税の福祉目的税化と税率引上げなどが議論されているが、財政負担を極力少なくして資金を効果的に使用するには、所得捕捉が可能な社会保障番号制度（納税者番号制度）の確立が不可欠である。

目次

はじめに

1 公的年金制度の仕組みと年金財政の現状

(1) 公的年金制度の仕組み

(2) 年金財政の現状

2 少子高齢化の進行と公的年金改革

(1) 少子高齢化が年金制度に与える影響

(2) マクロ経済スライドの導入と

09年の財政検証結果

3 公的年金制度の今後の方向

(1) 求められるデフレからの早期脱却

(2) 持続可能な年金制度の在り方

おわりに

はじめに

公的年金問題が社会の関心を集めるようになって久しい。国民皆年金体制下にある日本では、国民は公的年金への加入を義務付けられ、現役期間中は保険料を支払い、高齢になると年金を受け取る。これまでは、保険料未納者の増加や年金記録漏れなどが社会の関心を集めてきたが、本質的な問題は、少子高齢化が進行するなかで、世代間扶養(賦課方式)を前提とする現行制度が持続可能なのか、問題があるとすればどのよ

うに改革すべきなのかといった点であろう。

本稿では、制度の持続性にかかる年金財政の分析を中心に、公的年金制度の現状と今後の改革の方向について考察する。

1 公的年金制度の仕組みと年金財政の現状

(1) 公的年金制度の仕組み

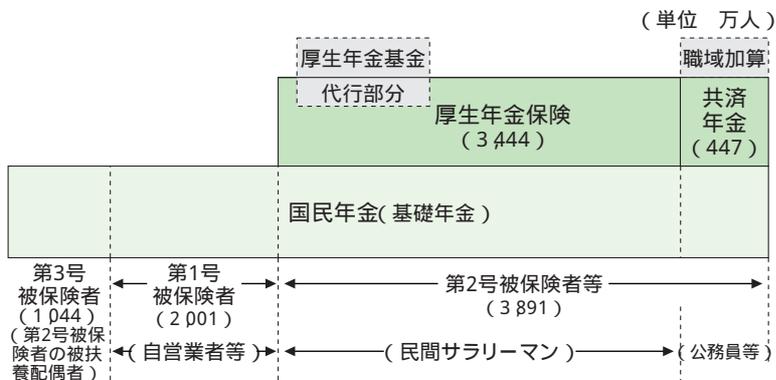
日本の公的年金制度は、一定の年齢条件等に達したすべての国民が加入する国民年金(基礎年金)制度、民間サラリーマンや公務員などの被用者が加入する被用者年金

制度の2階建ての構造となっている(第1図)。被用者年金制度は、民間サラリーマンなどが加入する厚生年金保険制度と公務員などが加入する共済年金制度からなる。

a 国民年金(基礎年金)制度

国民年金(基礎年金)制度は、1959年制定の国民年金法に基づくもので、当初は、農

第1図 日本の公的年金制度の概要



資料 厚生労働省年金局・年金財政ホームページ「公的年金制度の概要」などを参考にして筆者作成

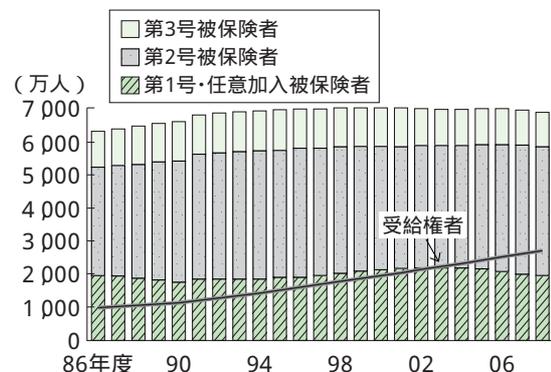
(注)1 カッコ内は08年度末被保険者数(万人)。

2 第2号被保険者等には、第2号被保険者のほか65歳以上の被用者年金制度加入者を含む。

林漁業従事者や個人商店主などの自営業者を対象としていたが、86年に基礎年金制度が導入されて、後述の被用者年金制度の加入者やその被扶養配偶者も含むものとなった。すなわち、現行の国民年金（基礎年金）制度は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の者を第1号被保険者（上記の自営業者や学生など）、被用者年金制度の加入者を第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者を第3号被保険者とし、被保険者期間が25年以上ある者が65歳に達した時から定額の基礎年金を支給する制度となっている。国民年金（基礎年金）制度の被保険者数と受給権者数は第2図のように推移しており、2008年度末の被保険者数は6,844万人、受給権者数は2,743万人である。

基礎年金には、被保険者が老齢（65歳）になった時に支給される老齢年金、病気やけがなどで障害を持った場合に支給される障害年金、被保険者や年金受給者が死亡した場合に遺族に支給される遺族年金がある。このなかで中心となるのは、老齢基礎年金であり、老齢基礎年金の年金額の計算

第2図 国民年金(基礎年金)制度の被保険者数と受給権者数の推移



資料 厚生労働省年金局『厚生年金保険・国民年金事業の概況』

(注)1 被保険者には保険料免除者や猶予者、未納者等を含む。
2 任意加入被保険者とは、60歳以上65歳未満の自営業者、20歳以上65歳未満の在外邦人で国民年金に加入している者。

式は、第1表の1のようになる。

基礎年金の給付の財源は、第1号被保険者から徴収する国民年金保険料、第2、3号被保険者の保険料相当分として第2号被保険者が加入する被用者年金制度からの拠出金、および国庫負担金とで賄われる。国庫負担は、09年度から基礎年金給付費の2分の1へ引き上げられた。国民年金保険料の月額額は、第1表の2のように計算されるが、保険料の徴収については免除制度や猶予制度がある。

第1表 国民年金(基礎年金)の年金額と保険料の計算(09年度の場合)

<p>1 老齢基礎年金の年金額の計算 $\text{年金額(年額)} = \text{満額支給額}(780,900\text{円} \times \text{改定率}) \times (\text{保険料納付済月数} + \text{保険料全額免除月数} \times 4/8 + \text{保険料} 3/4 \text{免除月数} \times 5/8 + \text{保険料} 1/2 \text{免除月数} \times 6/8 + \text{保険料} 1/4 \text{免除月数} \times 7/8) / 480$</p>
<p>2 国民年金保険料の計算 $\text{月額保険料} = \text{基準保険料}(14,700\text{円}) \times \text{保険料改定率}$</p>
<p>(注)1 満額支給額を計算する時の780,900円は04年度財政再計算に基づくもの(04年度基準額)であり、改定率は賃金や物価の変動等を参考に毎年度改定される。09年度は改定率が1.006であるので満額支給額は785,600円となるが、物価スライド特例措置等により792,100円となっている。 2 基準保険料(14,700円)は04年度基準額(13,300円)から05年度以降毎年度280円ずつ引き上げられており、16,900円に達した段階(17年度の予定)で固定される。 保険料改定率は賃金や物価の動向等を参考に毎年度改定されるが、年金額計算の改定率とは異なる。09年度の保険料改定率は0.997であり、月額保険料は14,660円である。</p>

資料 国民年金法第7条、第26、27条、第87条などを参考にして筆者作成

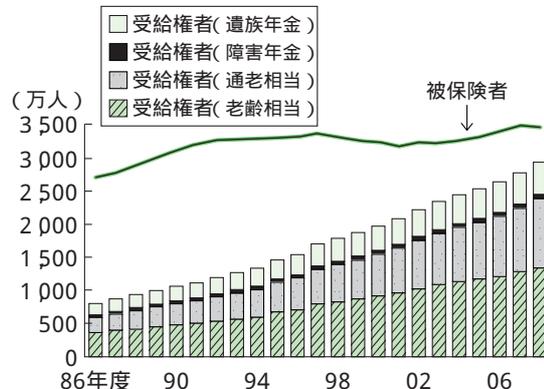
b 厚生年金保険制度

厚生年金保険制度は、1944年制定の厚生年金保険法に基づくもので、公的年金制度のなかでは最も早く創設され、かつ、年金財政として最大の規模を持つ年金制度である。常時5人以上の従業員を使用する事業所（適用事業所）とその従業員に強制適用され、これらの事業所に常時勤務する70歳未満の者が被保険者となる。厚生年金にも老齢年金と障害年金、遺族年金があるが、中心となるのは老齢厚生年金である。

老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給要件を満たし、かつ、厚生年金の被保険者期間を持つ者が、65歳に達した時から支給される報酬比例の年金である。また、老齢基礎年金の受給要件を満たし、かつ、厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達したときから64歳までの間、特別支給の厚生年金が支給される。具体的な年金額の計算式は、第2表のようになる。

厚生年金の被保険者数と受給権者数は第

第3図 厚生年金保険制度の被保険者数と受給権者数の推移



資料 厚生労働省年金局『厚生年金保険・国民年金事業の概況』

(注) 老齢厚生年金の受給権者は老齢相当と通老相当に分かれ、老齢相当とは被保険者期間が25年以上の者、通老相当は25年未満の者である。

3図のように推移しており、08年度末の被保険者数は3,444万人、受給権者数は2,907万人となっている。第3図では、老齢厚生年金の受給権者を老齢相当と通老相当に分けているが、老齢相当とは被保険者期間が25年以上の者で、学校を卒業し企業等に就職して定年近くまで働いた者などがこれに該当する。一方、通老相当は、被保険者期間が25年未満の者で、卒業後就職して厚生

第2表 厚生年金の年金額の計算(09年度の場合)

<p>1 65歳以上の報酬比例の老齢厚生年金額の計算 年金額(年額) = 平均標準報酬月額(再評価後) × (9.5/1,000 ~ 7.125/1,000) × 03年3月までの被保険者期間月数 + 平均標準報酬額(再評価後) × (7.308/1,000 ~ 5.481/1,000) × 03年4月以降の被保険者期間月数 + 加給年金額 × 改定率 加給年金額は配偶者と第1, 第2子が224,700円, 第3子以降が74,900円</p>
<p>2 特別支給(60歳以上64歳まで)の年金額 年金額(年額) = 定額部分 + 報酬比例部分(上記1に同じ, 加給年金額を含む) 定額部分 = 定額単価(1628円 × 改定率) × 政令で定める率 × 被保険者期間月数</p>
<p>(注) 1 上記1の年金額計算式の再評価後は、被保険者期間の平均標準報酬月額と平均標準報酬額を再評価率表によって現在の賃金水準に引き直したもの。再評価率表は賃金や物価の変動等を参考に毎年度改定される。 2 上記1のカッコ内の支給乗率は生年月日に応じて定められている。改定率は国民年金の改定率と同じものである(第1表の注1も参照)。 3 加給年金額 × 改定率は、09年度は物価スライド特例措置等により、配偶者と第1子, 第2子が227,900円, 第3子以降が75,900円となっている。 4 上記2の政令で定める率は生年月日に応じて定められている。 5 現行の年金額の計算式は、本来水準のもの(上記1と2)のほかに、物価スライド特例措置や従前額保障などの過去の特例措置等を反映したものがあり、これらのうち、最も金額が大きいものが現実の年金額となる。</p>

資料 厚生年金保険法第43条, 第44条, 附則第8条などを参考にして筆者作成

年金の被保険者となった者が、結婚等で退職して専業主婦となり、老齢となって受給権を得た者などが含まれる。08年度の受給権者のうち、老齢相当の平均被保険者期間は388月（約32年）、通老相当の平均被保険者期間は83月（約7年）である。

厚生年金の保険料は、実際の給与の額に応じて割り付けられた標準報酬月額や標準賞与額に同一の保険料率を乗じることによって計算され、09年度の保険料率は一般の男子と女子の場合15.704%となっている。保険料率は04年度以降毎年度0.354%ずつ引き上げられており、18.3%に達した段階（2017年度の予定）で固定されることになっている。なお、厚生年金保険料は、被保険者と事業主が折半で負担している。

以上に述べた国民年金と厚生年金は、制度の運営主体が国であり、保険料の徴収や年金給付などの事務処理は、09年までは厚生労働省の外庁であった社会保険庁が行っていたが、10年から日本年金機構に移管された。保険料として徴収された資金は政府の年金特別会計で管理され、年金給付費などを支出した後の積立金の運用は、年金積立金管理運用特別行政法人によって行われている。

c 共済年金制度

共済年金制度には、国家公務員を対象にした国家公務員共済年金制度、地方公務員を対象にした地方公務員共済年金制度、私立学校教職員を対象にした私立学校教職員共済年金制度がある。これらの共済年金制

度の運営主体は、各々、国家公務員共済組合とその連合会、地方公務員共済組合とその連合会、日本私立学校振興・共済事業団であり、保険料（掛金）の徴収や年金給付などの事務処理、積立金の運用などはこれらの運営主体によって行われる。これらの3つの共済年金制度を合計した08年度末の組合員（被保険者）数は447万人であり、受給権者数は397万人である。

共済年金制度には、職域加算部分（前掲第1図参照）などの独自のものも存在するが、制度の内容はほぼ厚生年金に準じたものである。また、組合員数や財政規模なども国民年金や厚生年金に比べれば小さい。以下では、国が運営主体となっている国民年金制度と厚生年金保険制度を中心に考察していく。

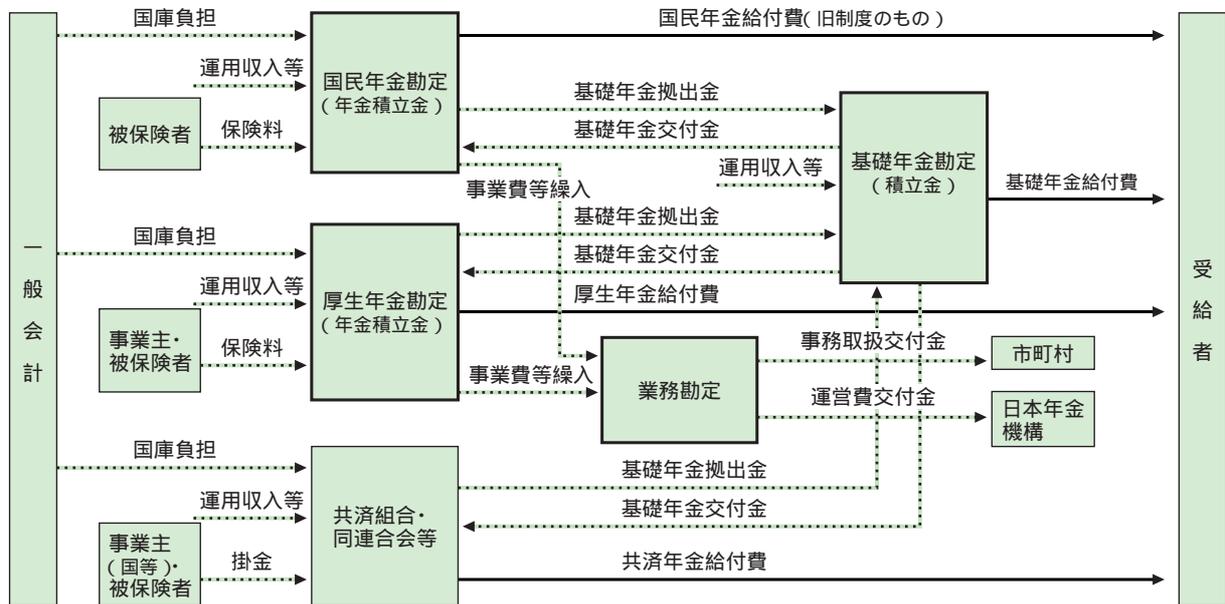
(2) 年金財政の現状

a 年金特別会計の仕組み

公的年金のうち国が運営主体である国民年金と厚生年金の資金は、厚生労働省が所管する年金特別会計で管理される。年金特別会計には、保険料収入や年金給付費、積立金などの資金の管理を行う年金勘定と、年金事務費などを管理する業務勘定とがあり、全体の概要は第4図のようになる。以下では、年金勘定について考察していく。

国民年金にかかる資金を管理する国民年金特別会計の年金勘定には、国民年金勘定と基礎年金勘定とがある。1986年の基礎年金制度の導入以降、国民年金勘定は、第1号被保険者にかかる保険料収入や基礎年金

第4図 年金特別会計の仕組み



資料 厚生労働省年金局・年金財政ホームページ「年金特別会計の仕組み」などを参考にして筆者作成

(注)1 業務勘定は年金事務等に関する費用を管理する勘定。

2 各制度から受給者に支給される年金給付費のみ実線表示。

3 年金特別会計の勘定のみ太枠表示(年金特別会計には含まれない共済組合・同連合会等は標準線枠で表示)。

拠出金にかかる国庫負担金，基礎年金制度導入前（旧制度）の年金給付費，年金積立金の管理などを行う勘定となっている。

一方，基礎年金勘定は，基礎年金給付に関連して各制度から拠出された資金や，基礎年金給付費，積立金などを管理する勘定である。旧制度の年金給付（旧制度の国民年金の給付や被用者年金制度の定額部分にかかる給付）は各制度で行われるため，いったん各制度から基礎年金拠出金として基礎年金勘定に支払われた資金の中から，該当分（旧制度年金給付費）が基礎年金交付金として再び各制度に払い戻される。基礎年金給付に要する費用は，09年度から国庫が2分の1を負担することとなったが，国庫負担金は，国民年金勘定や厚生年金勘定，共済年金の場合には各共済組合やその連合

会など，各制度の資金を管理する勘定や運営主体に直接一般会計から拠出される。

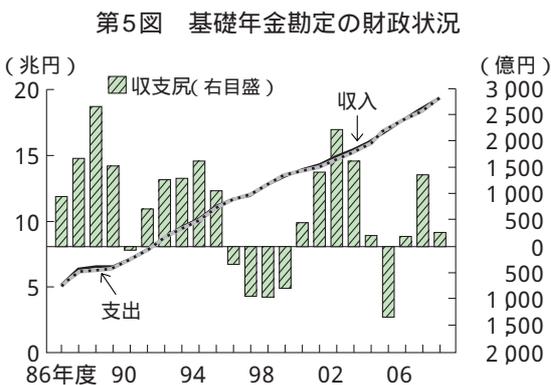
次に，厚生年金特別会計の厚生年金勘定は，厚生年金にかかる資金（年金事務費等は除く）の管理を行う勘定であり，被保険者や事業主から払い込まれた保険料，国庫負担金，積立金の運用収入などを主たる収入とし，受給者への厚生年金の給付や被保険者とその被扶養配偶者にかかる基礎年金拠出金などを主たる支出としている。

共済年金にかかる資金は，特別会計ではなく，各共済組合やその連合会などにおいて管理される。組合員や事業主（国や地方公共団体，私立学校など）からの保険料（掛金）や国庫負担金，積立金の運用収入などが収入となり，共済年金給付費や基礎年金拠出金などが主な支出項目となる。

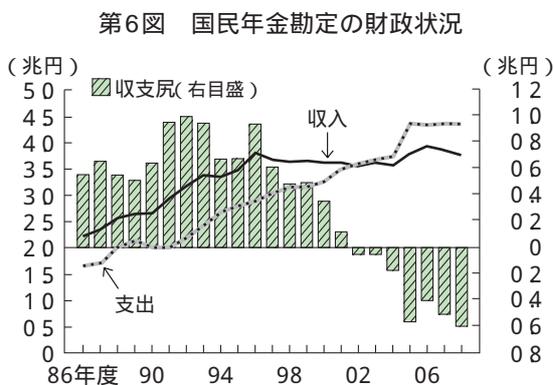
b 国民年金（基礎年金）の財政の現状

1986年に導入された基礎年金は、65歳以上のすべての国民に支給される定額の年金であり、基礎年金給付の財源は、第1号被保険者にかかる資金を管理する国民年金勘定と厚生年金、共済年金の各制度からの拠出金で賄われる。このため、基礎年金勘定の財政は、基本的に収支均衡しており（第5図）、財政上の問題は特にない。

国民年金勘定では、第1号被保険者からの保険料収入と国庫負担金、基礎年金勘定



資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成19年度)』『平成20年度財政状況-国民年金(基礎年金)-』
 (注) 原資料は前年度繰越金を収入に含めて作成しているが、上図はこれを除いた単年度収支である。



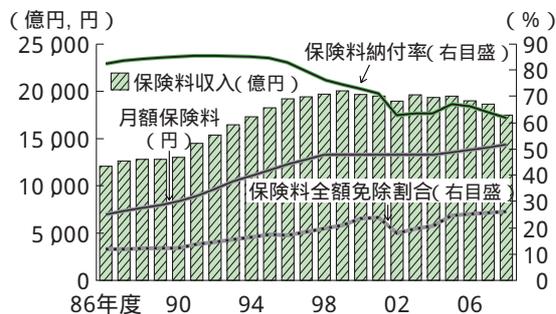
資料 第5図に同じ
 (注) 1 原資料では「積立金より受入」が収入に含まれているが、上図はこれを除いた単年度収支である。
 2 収入から基礎年金交付金を除き、支出の年金給付費から同じ金額を控除している(収支尻に影響はない)。
 3 08年度末積立金残高7.7兆円(ピーク時01年度末9.9兆円)。

からの基礎年金交付金、積立金の運用収入が主たる収入となり、旧制度の国民年金給付費と基礎年金拠出金が主たる支出である。このうち、旧制度の国民年金給付費は基礎年金交付金で賄われるため、国民年金保険料と国庫負担金、積立金の運用収入で基礎年金拠出金を賄っていくこととなる。

第6図は86年度以降の国民年金勘定の単年度の収入と支出、収支尻の推移であるが、内容を簡潔化するために、両建てとなっている基礎年金交付金と同金額の旧制度の国民年金給付費をそれぞれ収入と支出から控除して表示している(収支尻に影響はない)。国民年金勘定の財政収支尻は、98年度ごろから黒字が縮小傾向となり、02年度に赤字に陥って、以後赤字幅が拡大している。赤字の原因は、基礎年金拠出金を中心とする支出が増加傾向にある一方で、97年度ごろから収入が伸び悩んでいるためであり、なかでも保険料収入の伸び悩みや運用収入の落ち込みが顕著である。

国庫負担を除く収入のなかでウェイトが大きい保険料収入についてみると、保険料収入は、月額保険料×12か月×保険料納付者数で計算されるが、保険料納付者数は、おおむね、第1号被保険者数(任意加入を含む)から保険料全額免除・猶予者数を控除した納付対象者数に保険料納付率を掛けたものである。^(注1)第7図は国民年金勘定の保険料収入と、月額保険料、保険料全額免除割合、保険料納付率についてみたものであるが、保険料収入は97年度ごろから伸び悩むようになり、00年度以降はやや減少傾向

第7図 国民年金勘定の保険料収入, 月額保険料, 保険料全額免除割合, 納付率の推移

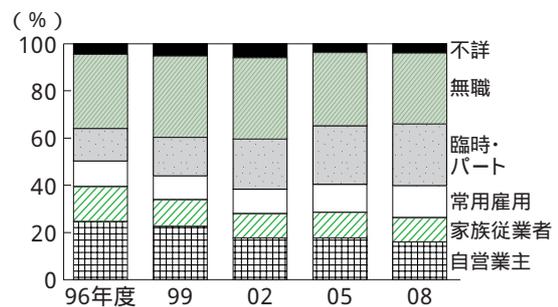


資料 厚生統計協会『保険と年金の動向』各年版
 (注)1 保険料納付率は、任意加入を含む第1号被保険者が保険料を納付すべき月数(全額免除月数等は含まない)に対する納付した月数の割合。
 2 保険料全額免除割合=(法定免除者数+申請免除者数+学生納付特例者数+若年納付猶予者数)/任意加入を除く第1号被保険者数
 3 02年度は半額免除制度の導入と免除基準の明確化が実施され、申請(全額)免除者が大幅に減少する一方で、納付率が大きく低下した。

となり、06年度以降は落ち込みが顕著なものとなっている。第1号被保険者数は90年代後半から01年度ごろまでは増加したが(前掲第2図参照)、全額免除割合が上昇したため納付対象者数の増加が抑制されたことに加えて、納付率が低下したため、上記のように保険料収入は伸び悩んだ。06年度以降は第1号被保険者数が減少し(前掲第2図参照)、全額免除割合がやや上昇したことに加えて、納付率も低下し、保険料収入の減少が顕著なものとなった。このように、97年度ごろからの保険料収入の伸び悩みは、保険料全額免除割合の上昇や保険料納付率の低下によるところが大きい。

保険料全額免除割合の上昇や保険料納付率の低下は、第1号被保険者の就業状況の変化と関係がある。第8図は90年代後半以降の第1号被保険者の就業状況についてみたものであるが、農林漁業者や個人商店主などの自営業主やその家族従業者の割合が

第8図 第1号被保険者の就業状況



資料 厚生労働省年金局「平成20年国民年金被保険者実態調査結果」、社会保険庁運営部「平成14、17年国民年金被保険者実態調査」、厚生労働省「平成11年国民年金被保険者実態調査」

低下する一方で、臨時・パートなどの非正規雇用者の割合が上昇している。就業状況別の保険料納付状況をみると、自営業主や家族従業者の納付率が比較的高いのに対し、臨時・パートや無職世帯で納付率が低くなっている。また、保険料全額免除者の就業状況をみても、臨時・パートなどの就業者の割合が高くなっている(注2)。国民年金保険料の全額免除割合の上昇や納付率の低下は、第1号被保険者において自営業主や家族従業者の割合が低下し、臨時・パートなどの割合が上昇してきたことにある。

臨時・パートなどの非正規雇用者は、本来は厚生年金などの被用者年金制度に加入すべき人達であるが、勤務時間等が加入条件に合致せず(注3)、国民年金の第1号被保険者となっている。こうした状況の背景には、日本経済の成長力の低下で企業の雇用吸収力が低下していることなどがあろう。

(注1) 保険料納付率は、第7図(注1)のように月数で計算したもので、人数で計算したものではない。従って、保険料納付者数の計算に納付率を掛けるのは必ずしも正確ではないが、概算値としては利用可能なものと思われる。

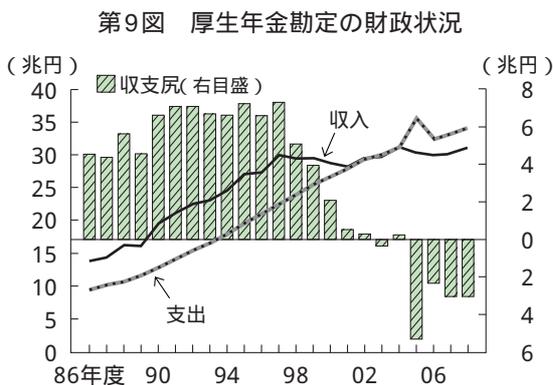
(注2) 厚生労働省年金局『平成20年国民年金被保険者実態調査』によれば、臨時・パートで保険料未納・猶予・免除者が54%に達するのに対し、自営業主では30%、家族従業者では25%である。なお、同調査によれば、保険料未納の理由として、経済的理由が64%と最も大きく、これに次いで年金制度への不信が14%となっている。

(注3) 現行制度では、厚生年金に加入するには、通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上であることが必要である。なお、非正規雇用者が第2号被保険者の被扶養配偶者である場合には、第3号被保険者となる。

c 厚生年金の財政の現状

第9図は、厚生年金特別会計の厚生年金勘定の単年度の収入と支出、収支戻の推移である。厚生年金勘定においても、収支戻は98年度ごろから黒字の縮小傾向が顕著となり、03年度には赤字に陥った。04年度に小幅の黒字となったものの、05年度以降赤字幅は大きなものとなっている。

厚生年金勘定の収入は、中心となる保険料収入のほかに、基礎年金拠出にかかる国庫負担金、旧制度の定額部分の給付に見合っ



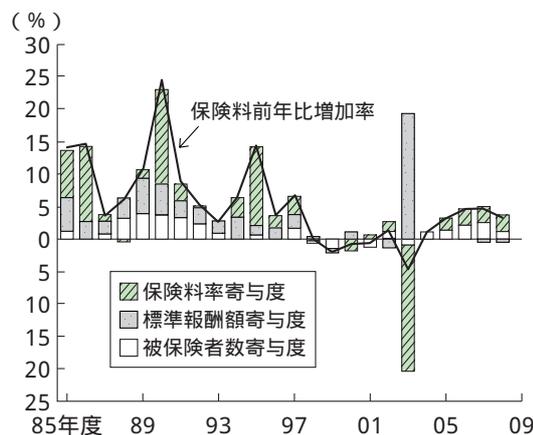
資料 第5図に同じ

- (注)1 原資料は「積立金より受入」が収入に含まれているが、上図はこれを除いた単年度収支である。
 2 収入から基礎年金交付金を除き、支出の年金給付費から同じ金額を控除するとともに、支出から制度間調整勘定繰入を除き、収入の制度間調整勘定受入から同じ金額を控除している(収支戻に影響はない)。
 3 08年度末積立金残高124.0兆円(ピーク時02年度末137.7兆円)。

交付金、積立金の運用収入などがある。一方、支出面では、厚生年金給付費と基礎年金拠出金が主なものである。財政収支赤字の原因は、これらの支出が増加傾向を続けるなかで、98年度以降、保険料収入の低迷や運用収入の減少など収入の伸び悩みが顕著となったためである。

収入の中心である保険料収入は、標準報酬額×保険料率×被保険者数で計算される。第10図は、厚生年金保険料の前年比増加率をこれらの3つの要因に寄与度分解したものである。98年度以降04年度までの保険料収入の伸び悩みは、第一に、標準報酬額すなわち賃金の伸びが低迷したこと、第二に、被保険者数が伸びなくなったことがある。05年度以降は、保険料率が毎年度0.354%ずつ引き上げられていることや被

第10図 厚生年金の保険料増減の要因分解



資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告』(各年版)

- (注)1 被保険者数は年度平均(96年度までは前年度末と当年度末の平均値、97年度以降は公表されている平均値)を使用、標準報酬額(1人当たり)は公表数値、保険料率は年度平均値として計算。なお、計算された保険料総額と実際の保険料総額との誤差は、保険料率を年度平均とすることで吸収している。
 2 03年度は保険料計算の対象を月給のみから賞与を含む総報酬制へ移行、同時に保険料率を引き上げたため、標準報酬額の寄与が増え、保険料率の寄与が減少。

保険者数がやや増加していることがプラスの寄与となっているが、賃金の伸びの低迷で保険料収入の増加が抑制された形となっている。

賃金の伸びの低迷や被保険者数の伸び悩みは、日本経済の成長力の鈍化で雇用や所得環境が悪化していることが背景にある。

2 少子高齢化の進行と 公的年金改革

(1) 少子高齢化が年金制度に与える影響

公的年金制度のなかで最大の制度である厚生年金保険制度についてみると、収入の大部分を占める保険料収入は、平均的な被保険者から徴収する保険料{現在の標準報酬額(年額)×保険料率}に被保険者数を乗じたものである。

一方、支出は厚生年金給付費と基礎年金拠出金を中心となるが、厚生年金給付費(報酬比例部分)は、平均的な受給者が受け取る年金額に受給者数を乗じたものであり、簡略化して、被保険者期間の平均標準報酬額(賃金水準再評価後)×支給乗率×^(注4)被保険者期間月数×受給者数、で表される。

また、基礎年金拠出金(その対象となる基礎年金給付費)は、平均的な受給者が受け取る基礎年金額に受給者数を乗じることによって計算可能である。^(注5)この場合の受給者数は、厚生年金の被保険者であった受給者(厚生年金受給者)だけでなく、その被扶養配偶者すなわち第3号被保険者であった受給者を含む。後者の前者に対する割合

をとすると、受給者数は $(1 + \text{注6}) \times$ 厚生年金受給者数となる。第1表の1により、平均的な受給者が受け取る基礎年金額は、概算で、満額支給額×被保険者期間月数/480、で計算され、厚生年金が負担する基礎年金拠出金は、平均的な受給者が受け取る基礎年金額× $(1 + \text{注6}) \times$ 厚生年金受給者数、と表すことができる。

ここで完全な賦課方式を想定し、被保険者からの保険料収入によって厚生年金給付費や基礎年金拠出金がすべて賄われるものとする、厚生年金の財政がバランスする条件は、保険料収入=厚生年金給付費+基礎年金拠出金/2である(基礎年金拠出金を2で割ったのは国庫負担が2分の1であるため)。このことから、

(標準報酬額×保険料率×被保険者数)

{平均標準報酬額(再評価後)×支給乗率×被保険者期間月数×受給者数+基礎年金額×受給者数× $(1 + \text{注6})$ }/2}

となり、これを整理すると、

標準報酬額×保険料率×(被保険者数/受給者数)

{平均標準報酬額(再評価後)×支給乗率×被保険者期間月数+基礎年金額× $(1 + \text{注6})$ }/2}…… 式

となる。

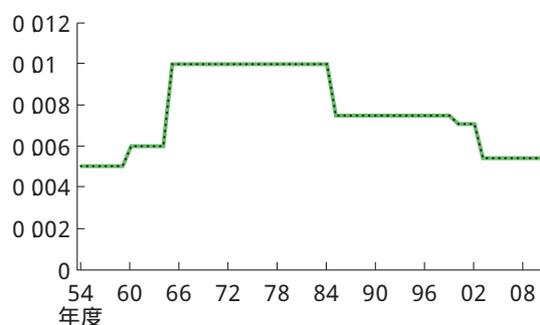
被保険者数/受給者数は年金扶養比率であり、1人の受給者が何人の被保険者によって養われているかを示す指標である。少子高齢化が進行すると、被保険者数が減少し受給者数が増加するため、年金扶養比率が低下する。年金扶養比率が低下するなかで年金財政のバランスを保つためには、左辺の保険料率の引上げや右辺の支給乗率の

引下げなどが必要となる。あるいは、年金扶養比率の低下を阻止するため、支給開始年齢を引き上げて受給者数の増加を抑制したり、被保険者の適用年齢（加入が義務づけられる年齢）を引き上げて被保険者数の減少を抑制したりする方法もある。

厚生年金の報酬比例部分の支給乗率は第11図のように推移しており、85年改正で1,000分の10から1,000分の7.5へ引き下げられ、00年改正で1,000分の7.125へ引き下げられ、さらに、03年改正で、総報酬制（保険料徴収の対象が月給だけでなく賞与にも拡大）への移行にともない、1,000分の5.481へ引き下げられた。これらの引下げは、激変緩和措置として、受給者の生年月日に応じ、長期間にわたり段階的に引き下げられている。

支給開始年齢については、国民年金（基礎年金）は開始当初から65歳であったが、厚生年金については、94年の改正で、特別支給の定額部分の支給開始年齢を60歳から

第11図 厚生年金の支給乗率の推移



資料 厚生統計協会『保険と年金の動向』

(注)1 上図は実数表示であるが、厚生年金保険法では分母を1,000とした分数表示である。

2 上図では、支給乗率引下げについて、決定した年度に引下げが行われたものとして表示しているが、実際には、激変緩和措置として引下げは長期間にわたり段階的に行われている。

段階的に65歳に引き上げていくこととされ、00年改正で報酬比例部分についても同様の措置が取られることとなった。定額部分については01年度から引上げが開始され、報酬比例部分も13年度から開始されることになっている。

厚生年金の被保険者の適用年齢については、00年に65歳未満から70歳未満に引き上げられた。

(注4) 年金給付費の計算には、受給者数ではなく受給者数を用いる。基礎年金の場合には、受給者数と受給者数に大きな相違はないが、厚生年金の場合には、在職老齢年金制度等があるため受給者であっても受給者ではない（就労を続けて支給停止となっている場合など）者も多く存在する。

(注5) 本稿では、基礎年金額に受給者数を乗じて基礎年金拠出金（その対象となる基礎年金給付費）を計算しているが、実際の基礎年金拠出金の算定方法は、拠出金算定対象額（老齢基礎年金給付費から特別国庫負担額を控除したもの）を各制度の拠出金算定対象者数（厚生年金の場合は被保険者数と被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者の合計）で按分することにより計算される。受給者をベースに計算する場合（本稿の場合）と、被保険者をベースに計算する場合（実際の計算方法）の違いについては、基礎年金の被保険者数全体に占める厚生年金被保険者（被扶養配偶者である第3号被保険者を含む）の割合と、基礎年金受給者全体に占める厚生年金受給者（被扶養配偶者であった者を含む）の割合に大きな差がなければ、両者に大きな違いはないものと思われる。

(注6) 過去のデータから、0.3であり、1 + 1.3となる。

(2) マクロ経済スライドの導入と09年の財政検証結果

04年改正では、少子高齢化の進行への抜本的な対策として、保険料水準固定方式とセットでマクロ経済スライドが導入された。保険料水準固定方式を導入したのは、

現役の被保険者に対して、将来負担する保険料率の上限を示すことで、一定の安心感を与えるためであった。

それまでの年金額改定のルールは、厚生年金の場合には、年金支給開始時の新規裁定年金について、再評価率（賃金スライド率）を用いて、現在の賃金水準に引き直した平均標準報酬額を計算し、これに所定の支給乗率や被保険者期間月数を乗じて年金額を確定する。確定後の既裁定年金については、賃金スライドはせず、毎年度の物価スライドのみによって改定するというものであった。04年改正では、賃金や物価の変動は毎年度改定される再評価率表に反映されることになり、再評価率表を基に毎年度年金額が改定されることになった。

賃金や物価の変動による年金額の改定には、それまで名目賃金（可処分所得）上昇率や消費者物価上昇率が使われてきたが、マクロ経済スライドは、名目賃金（可処分所得）上昇率や消費者物価上昇率からスライド調整率を差し引いて年金額を計算しようとするものである。スライド調整率は、少子高齢化の影響を数値化したもので、人口減等を反映した被保険者減少率の3年平均と長寿化による平均寿命の伸び率等を勘案した率（0.3%程度）からなり、被保険者減少率が0.6%程度であるので、スライド調整率は0.9%程度^(注7)となる。

具体的には、前掲式の右辺の平均標準報酬額を計算する際の再評価率にスライド調整率が反映されることになる。ただし、賃金や物価が下落した場合には適用が見送

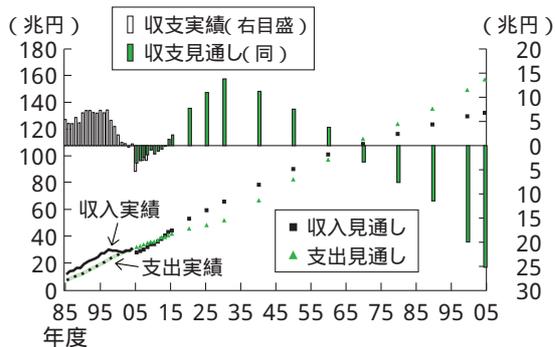
られるため、名目の年金額が前年度比マイナスとなることはない。このほか、00～02年度に行われた物価スライド特例措置（物価下落によって本来年金額が1.7%引き下げられるところを据え置く措置が取られた）が、賃金や物価の上昇によって解消されることも、マクロ経済スライドの適用の条件とされている。マクロ経済スライドは、最終的な保険料水準のもとで年金財政が均衡する見通しが可能となるまでの間適用されることになっており、この期間はスライド調整期間といわれる。

なお、基礎年金の場合には、第1表の1（老齢基礎年金の年金額計算式）の改定率にスライド調整率が反映されることになる。

一方、保険料を計算する際の標準報酬額や保険料改定率には、スライド調整率は反映されず、モデル世帯の毎年度の年金額を平均手取り収入で割った所得代替率はスライド調整期間の間、年々低下していくこととなる。

マクロ経済スライドが実際に適用された場合の年金財政の見通しについては、04年の財政再計算でも公表されたが、直近のものとして政府が09年に行った財政検証結果がある。09年財政検証結果では、人口や経済の前提条件（人口・経済の中位ケース）として、合計特殊出生率1.26、平均寿命が男83.67歳、女90.34歳、名目賃金上昇率2.5%、消費者物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%が用いられている。これらの前提条件のもとで、少子高齢化の進行に対応したスライド調整率による調整期間を12～38年度とす

第12図 厚生年金の財政収支の実績と見通し



資料 社会保険庁「事業年報」、厚生労働省年金局数理課『厚生年金・国民年金平成16(04)年財政再計算結果』『平成21年財政検証結果レポート』

- (注) 1 08年度までは実績、見通しの05～08年度は平成16(04)年財政再計算結果、09年度以降は平成21(09)年財政検証結果(いずれも中位ケース)による。
 2 収入実績、支出実績、収支実績は見通しに合わせ修正している(基礎年金交付金を除く等)。
 3 主な前提条件は以下のとおり

	平成16(04)年 財政再計算	平成21(09)年 財政検証結果
合計特殊出生率	2049年まで1.36 2050年以降1.39	1.26
平均寿命	男80.95歳 女89.22歳	男83.67歳 女90.34歳
物価上昇率	1.0%	1.0%
名目賃金上昇率	2.1%	2.5%
運用利回り	3.2%	4.1%

- 4 基礎年金の国庫負担は2分の1の前提。
 5 マクロ経済スライドによる調整期間2012～38年度、38年度以降所得代替率50.1%。

ると、厚生年金の財政は、14年度から黒字に転換し、60年度まで黒字が確保される見通しである(第12図)。国民年金についても、同様の前提条件の下で15年度から黒字になり、60年代まで黒字が続く見通しとなっている。

(注7) スライド調整率 0.9%は固定されたものではなく、被保険者減少率(3年平均)が拡大すれば、マイナス幅も大きくなる。

3 公的年金制度の今後の方向

(1) 求められるデフレからの早期脱却

1の(2)のbやcでみたように、90年代後半以降国民年金や厚生年金の財政が悪化

してきた背景には、日本経済の成長力の鈍化による雇用や賃金環境の悪化があった。

国民年金勘定では、第1号被保険者のなかで、厚生年金の被保険者になれない非正規労働者の割合が増え、保険料全額免除者や保険料未納者が増加したことが財政悪化の一因となった。厚生年金においても、上記のような理由で被保険者数が伸び悩むとともに、賃金の伸びの鈍化で保険料計算の対象となる標準報酬額が伸び悩み、保険料収入低迷の原因となった。03～07年度の景気回復で賃金や物価の伸びがいったんは水面上に浮上したが、08年度以降の世界的金融危機の影響で再びデフレ傾向となっている。

マクロ経済スライドの実施には、前項で述べたように、スライド調整率を上回る名目賃金や消費者物価の上昇が必要であり、00～02年度に行われた物価スライド特例措置の解消も条件となっている。現在の日本経済の状況は、マクロ経済スライドを実施する環境になく、こうした状況が長引くと、国民年金や厚生年金の財政収支の赤字が続き積立金がさらに減少していくことになる。公的年金制度維持のためにもデフレからの早期脱却が求められる。

(2) 持続可能な年金制度の在り方

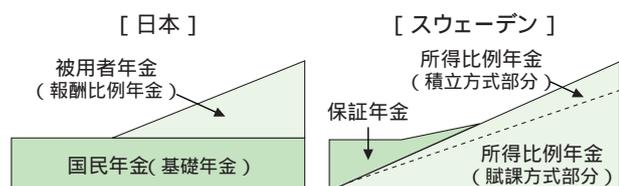
マクロ経済スライドは、少子高齢化が進行するなかで、許容範囲でのインフレの下で年金額を実質的に削減することにより、年金財政を維持するための方策といえることができる。前項でも述べたように、マクロ

経済スライドが実効性を持つものとなるには、名目賃金上昇率2.5%、消費者物価上昇率1.0%、運用利回り4.1%等の前提条件をおおむね満たす経済成長が必要である。しかし、足元の経済状況はマクロ経済スライドが適用できる状況ではなく、適用可能となるまでの道のりについても必ずしも明確ではない。グローバル化が進む現代の経済情勢の下では、盤石なものであるとはいいがたい。

年金制度を変動する経済情勢に対応可能なものとするには、確定給付ではなく、確定拠出型の要素を導入する必要がある。その意味で、賃金や物価が下落したり運用利回りが低下したりする場合には、年金給付額もそれに伴って変動することが必要である。しかし、それによって生活に支障をきたす受給者が出ることも好ましくない。こうした問題への対応策として、基礎年金については、最低保証年金として確定給付型のものとし、報酬比例の厚生年金や共済年金について、賃金や物価の変動、運用利回りの結果に応じ給付額が変動するような形に変えていくことも一つの方向であろう。

また、少子高齢化は経済情勢にかかわらず進行するため、上記の報酬比例の年金については、賃金や物価の動向にかかわらずマクロ経済スライドを実施するということが検討されるべきであろうと思われる。スライド調整率による給付額の減少は、適切な経済運営による賃金や物価の上昇により埋め合わせていくという考え方も必要であろう。

第13図 日本の公的年金制度とスウェーデンの年金制度



資料 厚生労働省ホームページ「諸外国の年金制度」等を参考に筆者作成

持続可能な年金制度の構築という点で参考になるのはスウェーデンの年金制度である。スウェーデンの年金制度は、99年に改正され、第13図のように、最低保証年金と所得比例年金の2本立ての構造となった。所得比例年金は確定給付型ではなく、運用成績に応じて変動する確定拠出型年金であり、賦課方式を中心としつつ一部に積立方式を導入している。最低保証年金は、全額国庫負担であるが、一定の所得水準以下に限定されている。

現行の公的年金制度では、09年度から基礎年金の国庫負担が給付額の2分の1へ引き上げられた。しかし、財源の手当てはされていない。恒久的な財源として、消費税の福祉目的税化や消費税率の引上げなどが議論されているが、日本の財政は悪化しており、年金給付に多額の資金をつぎ込む余裕にも乏しい。財政負担を極力少なくして、効率的に資金を使用するには、一律負担ではなく、必要な所得層に集中して資金を配分することが必要であり、そのためにも所得捕捉が可能な社会保障番号制度（あるいは納税者番号制度）の確立が不可欠である。

おわりに

これまで述べてきたように、90年代後半以降の年金財政の悪化には、日本経済の成長力鈍化を背景にした雇用や賃金の低迷があった。賦課方式に立脚した年金制度では、制度を支えるのは保険料を支払う現役世代であり、現役世代の雇用や所得環境が改善されないと、年金制度の基盤強化は進まない。年金制度の改革は、ともすれば現在の受給世代（高齢世代）が重視され、現役世代なかでも若年世代に負担が先送りされる傾向がある。しかし、制度を支えるのはあくまでも現役世代であるとの立場から、年金制度の改革を進めていくことが必要であろう。

<参考文献>

- ・上村敏之著（2009）『公的年金と財源の経済学』日本経済新聞社
- ・牛丸聡著（1996）『公的年金の財政方式』東洋経済新報社
- ・小塩隆士著（2005）『人口減少時代の社会保障改革』日本経済新聞社
- ・厚生労働省年金局数理課（2010）『平成21年財政検証結果レポート 国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（詳細版）』
- ・厚生労働省年金局数理課（2005）『厚生年金・国民年金 平成16（2004）年財政再計算結果』
- ・厚生労働省年金局（2005）『平成16年年金制度改革のポイント』
- ・社会保障審議会年金数理部会（2009）『公的年金財政状況報告 - 平成19年度 - 』（このほか平成16～18年度版も参照）
- ・西沢和彦著（2008）『年金制度はだれのものか』日本経済新聞社
- ・吉原健二著（2004）『わが国の公的年金制度 その生い立ちと歩み』中央法規出版

（すずき ひろし）



パラグアイの金融と協同組合

常任顧問 田中久義

目次

はじめに	(2) パラグアイ金融の特徴
1 パラグアイの概況	3 パラグアイの金融政策と協同組織金融機関
(1) 共和国の概要	(1) 金融政策の仕組み
(2) パラグアイ経済の動向	4 金融政策の課題と協同組合金融の対応
(3) パラグアイの協同組合	(1) 金融政策上の基本課題
2 パラグアイの金融	(2) 協同組合の対応
(1) パラグアイの金融機関	おわりに

〔要 旨〕

- 1 パラグアイ共和国は南アメリカ大陸の中央部に位置する人口620万人の農業国である。同国は協同組合活動の活発な国でもあり、その数は約700、類型では信用組合が多く、農協も総合事業の一環として金融事業を行っている。
- 2 パラグアイの金融は、証券市場が脆弱で間接金融が中心である。その担い手は銀行と協同組合であり、このところ協同組合金融機関数が大幅に増加している。
- 3 中央銀行であるBCPが担っているパラグアイの金融政策は協同組合金融が対象外であるという問題を抱えており、それを解消して金融規制を一元化しようとする取組みが、金融監督と協同組合の両サイドから行われている。
- 4 協同組合サイドの取組みのひとつは、パラグアイ版農林中金ともいべき協同組合銀行を設立する動きである。この取組みは、金融行政の一元化とともに、国内における長期資金の源泉を確保する意味からも注目される。

はじめに

2 か月間という短い期間ではあったが、パラグアイ共和国の国内経済・金融、そして協同組合金融について調査する機会を得た。

これは独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトに専門家として参加したものであり、そのテーマは、アメリカ発の金融危機とその後の世界的な経済の後退が、パラグアイ共和国の経済・金融、そして農業経済・農協事業に及ぼした影響を明らかにすることであった。これらについては、既に現地で報告を取りまとめている。しかし、その間に得られた情報は金融危機の影響にとどまるものではなく、一国の金融政策と協同組合金融とのかかわりについて考えさせる材料も多かった。

そこで本稿では、それらの情報を再整理し、パラグアイ共和国の金融と協同組合金融のかかわりを紹介することにしたい。

1 パラグアイの概況

(1) 共和国の概要

はじめにパラグアイ共和国(以下「パラグアイ」という)の大まかな姿を紹介しておきたい。

パラグアイは、南アメリカ大陸の中央部に位置する立憲共和制国家であり、その首都はアスンシオンである。同国は、ブラジル、ボリビア、そしてアルゼンチンに囲ま

れた内陸国である。パラグアイが位置する緯度を北緯に直してみると沖縄と台湾の中間にあたり、気候帯は亜熱帯に属する。

パラグアイの国土面積は約40.6万km²(日本の1.1倍、世界第58位)であり、人口は約620万人(日本の約5%、世界第100位)、人口密度は15人/km²である。人口の95%が先住民と白人との混血であり、そのなかにあって日本人・日系人は約7千人、全体の1%を占めている。

パラグアイは、先住民との融和が円滑に進められた国といわれ、先住民の言語であるガラニー語がスペイン語とともに公用語であるほか、通貨単位もガラニーが用いられている。

(2) パラグアイ経済の動向

パラグアイは、1995年に発足したメルコスールの一員である。メルコスールは、パラグアイ、ウルグアイ、ブラジル、アルゼンチンを加盟国とする南米南部共同市場であり、これらのなかではブラジルとアルゼンチンの経済規模が大きく、パラグアイ経済もこの2国の影響を強く受けている。

2008年のGDPは、自国通貨建てで約70兆ガラニー、ドル表示で約160億ドル(世界第112位)であり、1人あたりは約4,800ドルである。

GDPの産業別内訳は、第一次産業が約3割、第二次産業が2割、第三次産業が4割、純輸出が1割という構成である。他産業への影響を加味してみると、主要産業は第一次産業の9割以上を占める農牧業であり、

また、同国の輸出総額の8割以上が農産物である。この輸出農産物の第1位にあるのが大豆であり、その輸出量は世界第4位にランクされている。

パラグアイ経済は、ブラジル、アルゼンチンの経済低迷を背景として00年以降低迷し、それは金融機関の整理にもつながった。同国自体も一時はデフォルトの危機に直面したが、IMFとのスタンプ協定をいち早く締結できたことや、税制、関税などの国内改革が実施されたこと、そしてブラジル、アルゼンチンの経済が好転したことにより、年率4%程度の安定成長を続けている。

(3) パラグアイの協同組合

パラグアイは憲法に協同組合の振興がうたわれている協同組合活動が盛んな国である。

パラグアイは単一協同組合法制の国であり、同一法制のもとで多様な協同組合が設立されている。それらを分野別にみると、信用組合が最も多く約460、農協などの生産協同組合が180、そして運輸などのサービス提供組合が約60であり、全体で約700の協同組合が活動している。

これらの協同組合は、協同組合連盟に参加している2つの連合会（わが国の中央会にあたる）と中央会（わが国でいう連合会にあたり、事業活動を行う）に参加する形となっている。しかし、すべての協同組合が加入しているわけではなく、連合組織はわが国ほど明確ではない。

これらは、制度上、協同組合院（以下「INCOOP」という）の管理下にある。同院は農牧省の一部局であったものが独立した行政組織である。

今回筆者が訪問したのは、日系農協を含む大規模な生産農協（11組合）が中心である。これらの生産農協は、正確には農業生産者（経営者）を組合員とする協同組合であり、生産者農協とも言うべきものである。また、これらはわが国でいう経済事業と信用事業を併せ行っており、その意味で総合農協である。

協同組合は、定款に定めさえすれば法律に定められたすべての事業を行うことが可能であり、ひとつの経営体で多様な事業を営むことができる。このような柔軟性と汎用性をもつことが、協同組合の独特の強みと受け止められているのである。

2 パラグアイの金融

(1) パラグアイの金融機関

金融制度

金融は、資金が円滑に流通するための仕組みという意味で一国経済の基盤であり、そこでのプレーヤーは、中央銀行をはじめ、銀行、金融会社、協同組合、そして保険会社など多岐にわたる。これらのうち、現時点のパラグアイにおいて主要な地位を占めているのは、銀行や協同組合などの間接金融機関である。

パラグアイの金融機関は根拠法によって2つに分かれる。ひとつは銀行法に基づく

ものであり、もうひとつは協同組合法に基づくものである。

銀行法に基づく金融機関には銀行と金融会社とがある。両者の違いは、銀行が海外業務を含むフルラインの業務を営むのに対して、金融会社には当座預金や国際業務が認められていないという権能の差にある。

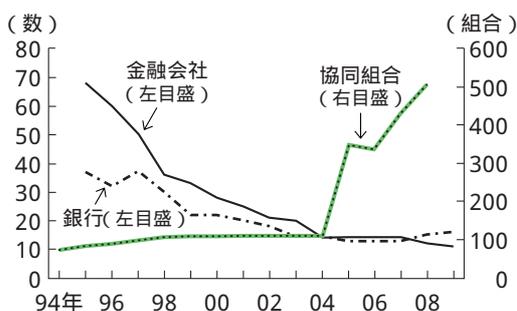
銀行法に基づく金融機関群を管理監督しているのはパラグアイ中央銀行（BANCO CENTRAL DEL PARAGUAY、以下「BCP」という）であり、協同組織の金融機関を管理監督しているのはINCOOPである。このようにパラグアイの金融機関監督は、その組織性に依拠して2つに分かれている。

銀行数の減少と協同組合数の増加

パラグアイにおける金融機関数の推移を示したのが第1図である。

みられるとおり、銀行は94年には40弱あったものが、99年にかけて急激に減少し、05年に再び減少して20を割り込んだが、08年以降は若干増加している。金融会社はさらに減少傾向が顕著であり、95年に70弱であったその数は銀行と同様に99年までに半減した後も緩やかに減少が続いている。

第1図 パラグアイにおける金融機関数の推移



資料 BCP, INCOOP資料により筆者作成

これと対照的な動きを示しているのが協同組織の金融機関である。その機関数は04年までは100内外で安定的に推移していたが、05年には300を超え、その後も増加が続いている。

ヒアリングによれば、銀行数の減少は、先述したアルゼンチンとブラジルの経済危機のあおりを受けてパラグアイ経済が低迷した時期に、BCP主導で金融機関の整理が進められたことによるものであった。その背景には、政権交代という政治的な理由も否定することはできないという。

また、最近の銀行数の増加は、金融会社が銀行に昇格したことによるものである。ヒアリング先銀行のひとつはまさにこのような銀行であり、金融会社として42年の実績を積み上げて銀行化することができたという。

一方、協同組織の金融機関の増加は、設立が自由である信用組合の設立がすすんだ結果であり、銀行の減少をカバーする形で設立されている。この結果、協同組合の資金シェアはパラグアイ全体の約3割に達している。

(2) パラグアイ金融の特徴

脆弱な金融市場

ここで、パラグアイの金融政策と協同組合金融のかかわりを理解するため、ヒアリング結果によりパラグアイの国内金融の特徴をまとめておきたい。

第一の特徴は、銀行間の市場である短期金融市場がないことである。

金融機関は日常的に顧客と資金をやり取りし、それによって利用者間の資金の過不足を調整する。そういう金融機関自身にも資金の過不足が生じるため、それを調整する場が必要である。それが短期金融市場であるが、この市場がパラグアイにはなく、その役割を担っているのがBCPである。

銀行間の資金の過不足は中央銀行との取引を通じて調整されているのであるが、ここには基本的な問題がある。それは、BCPによって銀行の資金繰りが行われる結果、こうした資金調整と金融政策の境界があいまいになるからである。

第二は、証券市場が未発達であることである。

パラグアイにも株式市場はあり、企業の株式が上場されている。しかし、上場理由は税制上のメリットにあるとされ、取引量も、値動きも少なく、したがって流動性も乏しい状況にある。

また、債券市場も同様に機能しているとは言いがたい。その理由は2つあげられる。ひとつは国債の発行がほとんどないことである。これは、アルゼンチン国債がデフォルトされた00年代初頭の南米の経済危機時に、パラグアイ国債にも同様の懸念が生じたことにより発行できない状況にある。

もうひとつの理由は、パラグアイ経済が必要とする長期資金の供給源がもっぱら海外に求められていることである。パラグアイの金融関係者の説明でも、長期資金の供給源は米州開発銀行の融資や日本など海外からの支援に依存する考えが示された。こ

れは、経済が必要とする長期資金を他国の貯蓄に依存することを意味しているが、それでよしとする見解が多くみられたのである。

このようにパラグアイの証券市場の機能は脆弱であり、市場の厚みも、流動性も乏しい。その結果、同国の金融では間接金融が中心的役割を果たしている。

2つの「保守性」

第三の特徴は、パラグアイが90年代後半以降数次にわたって金融機関の破たんを経験し、それが金融機関と利用者双方の保守的な行動につながっていることである。

ひとつは、銀行経営者の保守性である。ここでいう保守性とは、銀行経営者が預金の支払原資を確保するため自らの流動性の確保を第一に考えるという意味である。これは、08年の経済危機後における銀行の貸出行動にも現れた。すなわち、銀行は手元流動性を厚くするために貸出を抑える行動に出たのである。

もうひとつは利用者の保守性である。利用者は銀行等の経営破たんによって預金を失う事態を経験した。その結果、銀行は利用者の信頼を失い、利用者はいつでも現金化できる預金だけを重視している。その結果パラグアイの預金は当座性預金が大宗を占め、定期預金はほとんどみられない。また、預金商品にも定期預金がほとんどなく、銀行の吸収意欲もまた低い。

このことは、金融機関の資金管理上の原則である期間対応を維持するうえでも、金融機関として長期の与信に応じる余地を狭

めている。このように、資金構成での短期偏重と有価証券市場の脆弱性があいまって、国内での長期資金確保を難しくしているのである。

3 パラグアイの金融政策と協同組織金融機関

(1) 金融政策の仕組み

金融政策についてわが国では2つの学説が対立していたが、現在では次のように統一的に説明される。すなわち、金融政策によって潜在生産力を規定することはできないが、実際の経済の長期均衡水準から乖離と理解される好不況の波を小さくすることは可能だ、という説明である。この意味でBCPの金融政策はパラグアイの景気変動に大きな影響を及ぼす。

金融政策の効果が波及する経路は、政策手段 運営目標（操作目標 中間目標）最終目標とされている。この経路は長く、複雑であり、物価の安定という最終目標が達成されるまでは長い時間を要する。そのため中央銀行は運営目標と呼ばれる中間の金融指標に注意をはらい、政策効果を判断しながら運営するのが通常である。

以下では、このような体系にそって、パラグアイの金融政策を順に概観してみよう。

最終目標

BCPが行う金融政策の最終目標は「通貨価値の維持と物価の安定」にある。

ここで思い起こされるのは、旧日銀法の

目的規定の解釈である。同法では、「通貨価値の安定」と「信用制度の保持・育成」の2つが目的とされていた。このうちの通貨価値については、対内的価値である物価、対外的価値である為替レートの二面があり、これらを金融政策というひとつの経済手段で追求すると利益相反が生じうる点が問題とされた経緯がある。

この点は、新日銀法での目的のひとつが「物価の安定」に変わったことによって回避された。しかし、先のBCPの目標達成には、理論的な困難さが付きまとうことになる。

運営目標

運営目標には中間目標と操作目標とがある。このうち、最終目標に近い中間目標とされているのがマネースtockである。これは、金融政策の波及経路のなかでは政策手段の影響を間接的にしか受けないため、中央銀行がコントロールしにくいものであるが、最終目標である物価安定との因果関係は比較的安定しているとされている。

もうひとつの運営目標は操作目標である。これは、直接的には中間目標であるマネースtockをコントロールする手段であり、わが国でいえばインターバンク市場金利がそれにあたる。

以上のような運営目標に選ばれる金融変数は2種類ある。ひとつは金利に代表される「金融市場の需給実勢」を示す指標であり、ひとつはベースマネーなどの通貨や銀行貸出などの「量的金融指標」である。パラグアイでは、先にみたとおり短期金融市

場が機能していないため、BCPの運営目標は量的指標である通貨と金融機関の貸出増加額へのかかわりが中心となる。

なお、この中間目標に関してBCPは「インフレ・ターゲット」を導入している。具体的には、消費者物価指数5%±2.5%を参照値としており、同指数が上限を上回れば金融が引き締められ、下回れば緩和されることが期待される。

政策手段

通常、中央銀行が金融政策の手段として利用するのは、公定歩合操作つまり金融機関への貸出政策、債券・手形売買操作、準備率操作である。わが国では、金融の自由化によって公定歩合操作の役割は終えたとされているほか、準備率操作も91年10月を最後に行われていない。

これに対して、パラグアイでは、先にみた事情から、わが国のような国債を利用したオペを行うことができない。そのため、マネー・コントロールの中心的な手段はであり、これに中央銀行が発行する債券を利用して行われる。

しかし、後者には困難が伴う。それはBCPが発行する債券が有利子であるため、BCPの収支ひいてはバランスシートに影響を与えるからである。現に、09年度のBCP決算は赤字であった。このようなBCPの収支は、債券発行によるマネー・コントロールの機動性を損ないかねず、先行きが憂慮されている。

4 金融政策の課題と協同組合金融の対応

(1) 金融政策上の基本課題

金融政策が及ばない協同組合金融

パラグアイ経済も09年度にマイナス成長を経験した。それは世界的経済危機の影響ではなく、干ばつという国内の自然要因によるものであった。原因はどうか、パラグアイ政府は、マイナス成長から脱するために経済対策を講じた。その対策は金融緩和政策と財政拡大策であったが、特に金融政策が銀行などの貸出姿勢の回復に大きな効果を発揮し、10年度の成長率は4%台に復帰している。

しかし、今回の経済対策は、これまで持ち越されてきたパラグアイの金融政策上の基本問題を再認識させた。それは、BCPが行う金融政策が協同組合金融に及ばないという問題である。

協同組合金融の国内資金量シェアは3割に達しており、金融政策上決して無視することのできない規模である。先に述べたとおり、パラグアイの協同組合は憲法に直接の根拠を持ち、それだけ協同組合法の法律としてのステータスは高い。それもあって、設立・運営の監督はINCOOPという独立性をもった行政機関にゆだねられ、それがためにBCPの金融規制は協同組合には及ばないのである。

この結果、BCPが国内の景気対策として金融の緩和や引き締め策をとったとして

も、協同組合がその効果を減殺することも可能なのである。実際に協同組合がそのような行動をとったわけではないが、政策の有効性を確保するという金融当局の立場からすれば、このような事態は早急に解消しなければならないであろう。現にこのような基本問題を解決するための努力が、金融当局と協同組合の両方から行われている

金融当局の働きかけ

金融サイド（BCPと大蔵省）の対応は、協同組合の管理監督は従来どおりINCOOPが行うという枠組みを維持しながら、金融規制についてBCPの優先を認めるべし、とするものである。

これらは議会で議論が進められたが、協同組合の強い反対もあり、立法化が見送られたという。ヒアリングで明らかになった協同組合の反対理由は、政策が政権によって変化するため安定性がない、金融規制に服すると従来にないコスト負担が求められる、憲法に根拠をもつ協同組合がBCPの下に入るのは筋がとおらない、などであった。

これらを受け、金融当局は現実路線に転換し、大蔵大臣のリーダーシップのもとで経済政策検討の場を新たにつくり、そのメンバーにINCOOPを加えた。これによって、協同組合がINCOOPを通じて経済政策の検討にかかわることとなるとともに、その実施に協力する立場におかれた。これが金融政策に一貫性をもたせることが必要との意識を高めてはいるが、依然としてそれは実現していない。

（2）協同組合の対応

協同組合銀行の設立

協同組合陣営にも、金融政策の一元化に協力する動きがある。

そのひとつがFECOPRODという連合会による協同組合銀行設立の動きである。

このような銀行を必要とする理由は、協同組合金融全体として資金運用効率を向上させる必要性にある。資金の集中によって価格交渉力を高めることができるとともに、規模の利益を実現することにより組合員向け貸出をより低利にすることも可能となる。また、審査の一元化によるコストの引下げと、余裕資金の集中による効率運用も可能となる。

さらに、このような銀行の設立はBCPにとってもメリットが大きい。なぜなら、取引金融機関が少ない現状でのBCPの体制では、一挙に700もの協同組合を取引先にすることは困難だからである。

ただし、新銀行の運営には多くの課題も想定される。

最大の問題は収支確保である。協同組合銀行に預け入れられる資金は組合の余裕金である。現在はそれを銀行に預入して10%内外の金利収入を得ているため、新銀行を利用する農協は同程度の利息収入を期待するであろう。さらに新銀行が一手に引き受けるであろうBCPの準備預金が無利息であることも協同組合にとって新たな負担となるため、運用先が限られるなかでの収益確保策の重要性が高まるとみられる。

これらを解決しつつ、協同組合銀行の運

営を軌道にのせるにはかなりの努力を要すると思われ、それだけに協同組合金融固有のノウハウの獲得とともに、政策支援も必要であろう。

協同組合へのもうひとつの期待

パラグアイ金融が抱えるもうひとつの大きな課題は、長期資金の源泉をいかにして国内に求めるか、である。

パラグアイの金融関係者の間でも、長期の資金源は米州開発銀行などの海外資金でよしとする意見が多くみられた。しかし、経済の健全な発展のためには、国内貯蓄とくに長期のそれが不可欠である。ところが銀行の対応は、口座開設時に200ドルから400ドル相当の預入を条件とするなど、ある程度の資産を持つものでなければ銀行に口座を持つことさえ難しいのが実情である。

協同組合は、少額の出資で組合に加入することができるうえ、最低預入制限もない。こうした協同組合は、多数の組合員から資金を受け入れることが可能であり、現にそれを行っている。加えて、先にみたとおり銀行数が減少するなかにあって信用組合はその数を増加させているという事実も、協同組合が零細な貯蓄の受け皿役を果たす可能性が高いことを示している。

このような協同組合金融には大数の法則が働き、底溜り資金が発生する。多数の預金者がいればいるほど資金の底溜りが明確になるのは統計上確認された事実であり、現在の金融論はまさにこれが長期資金の源

泉となると教えている。

さらに、パラグアイの協同組合が制度上積み立てを求められている教育基金も、現在は用途が限定されているが、長期資金の源泉となりうることはいうまでもない。その実現には法改正が必要であるが、国民経済への長期資金の供給という理由であれば、協同組合としても是認しうる改正であろう。

協同組合の資金は、パラグアイ国内にあつて、重要な未活用資源なのである。

おわりに

FECOPRODが企図する協同組合銀行の設立は、パラグアイ版農林中金設立構想であるともいえる。その設立は、FECOPRODの総会で各組合が新銀行に出資することが承認されたことで実現に一步近づいており、今(10)年度は、設立を前提とした事業内容などの具体的検討が行われる予定である伝えられている。

この動きは、同連合会がカバーする組合数が少ないという意味では小さな一歩である。しかし、これが、パラグアイにおける協同組合金融そしてパラグアイ全体の金融に与える影響は極めて大きいとみられる。今後とも、その動向を注視するとともに、わが国の協同組合金融としてもこれまでの経験やノウハウを提供し、支援する必要があると思われる。

(たなか ひさよし)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(45)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(45)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(45)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(46)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(46)
6. 農業協同組合 主要勘定	(46)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(48)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(48)
9. 金融機関別預貯金残高	(49)
10. 金融機関別貸出金残高	(50)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7746

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2005. 6	40,567,680	4,660,352	14,361,127	2,266,023	36,444,591	13,855,746	7,022,799	59,589,159
2006. 6	38,961,037	4,783,105	21,147,911	307,193	44,388,497	10,745,422	9,450,941	64,892,053
2007. 6	39,750,849	4,572,139	21,072,254	146,481	41,415,744	12,101,237	11,731,780	65,395,242
2008. 6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
2009. 6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2	38,550,843	5,584,046	22,349,572	1,232,367	44,836,889	12,000,502	8,414,703	66,484,461
3	38,885,629	5,611,743	23,457,306	1,932,159	43,991,315	12,844,462	9,186,742	67,954,678
4	39,395,304	5,603,308	22,629,084	776,125	45,260,995	12,627,366	8,963,210	67,627,696
5	39,511,639	5,601,422	22,264,619	1,275,136	44,086,413	12,737,175	9,278,956	67,377,680
6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,823,477	-	496,742	71	117,242	-	32,437,532
水産団体	1,153,632	-	56,534	2	2,428	-	1,212,596
森林団体	6,202	9	6,855	5	86	-	13,157
その他会員	581	-	2,646	0	-	-	3,227
会員計	32,983,892	9	562,778	77	119,756	-	33,666,513
会員以外の者計	965,042	44,811	261,406	90,679	4,008,823	20,580	5,391,340
合計	33,948,933	44,820	824,184	90,756	4,128,579	20,580	39,057,853

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 226,360百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	60,950	3,658	107,864	0	172,473
	開拓団体	162	18	-	-	180
	水産団体	11,241	3,104	8,606	48	23,000
	森林団体	2,411	5,843	1,427	45	9,725
	その他会員	619	182	40	-	841
	会員小計	75,383	12,805	117,938	93	206,219
	その他系統団体等小計	124,059	23,522	41,524	30	189,136
計	199,442	36,327	159,462	123	395,355	
関連産業	1,998,989	35,577	1,180,863	5,834	3,221,262	
その他	8,623,800	4,665	168,468	0	8,796,933	
合計	10,822,231	76,569	1,508,793	5,957	12,413,550	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2010. 1	5,279,383	33,329,812	38,609,195	0	5,554,523
2	5,054,662	33,496,181	38,550,843	500	5,584,046
3	5,442,439	33,443,190	38,885,629	0	5,611,743
4	5,716,341	33,678,963	39,395,304	0	5,603,308
5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	0	5,601,422
6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	0	5,598,980
2009. 6	5,193,252	32,311,095	37,504,347	10,000	5,352,321

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2010. 1	60,586	1,081,995	45,240,153	15,633,661	2,038	0	92,479
2	81,543	1,150,823	44,836,889	15,316,171	34	0	92,673
3	153,643	1,778,516	43,991,315	14,117,244	78	0	88,795
4	71,378	704,747	45,260,995	15,007,995	89	0	81,933
5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	0	77,998
6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	0	76,569
2009. 6	89,102	2,734,993	45,375,015	13,530,033	7,124	0	90,936

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			出 資 金
	貯 金	譲 渡 性 貯 金	借 入 金	
	計	う ち 定 期 性		
2010. 1	51,543,363	49,847,394	721,839	1,537,915
2	51,709,139	49,852,773	762,153	1,538,356
3	51,187,035	49,746,594	727,652	1,635,997
4	51,623,015	50,088,102	800,818	1,647,119
5	51,821,748	50,323,828	755,733	1,647,119
6	52,846,306	50,953,440	718,340	1,660,670
2009. 6	52,053,276	49,959,097	561,059	1,469,158

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2009. 12	25,564,702	59,740,982	85,305,684	512,139	342,493
2010. 1	25,106,983	59,666,507	84,773,490	534,261	364,280
2	25,625,521	59,379,248	85,004,769	526,531	355,694
3	25,572,759	58,904,439	84,477,198	536,325	362,370
4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,027	358,580
5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229
2009. 5	25,262,213	58,514,750	83,776,963	574,060	402,757

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
608,694	4,725,958	3,425,909	14,125,881	67,050,160
672,000	4,871,171	3,425,909	13,379,992	66,484,461
935,900	4,277,171	3,425,909	14,818,326	67,954,678
772,921	5,097,513	3,425,909	13,332,741	67,627,696
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093
613,000	5,298,159	3,421,370	14,951,451	67,150,648

貸 出 金				コ ー ル ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,050,666	1,652,818	8,242	11,804,206	1,154,900	7,706,282	67,050,160
10,285,511	1,614,688	7,629	12,000,502	1,236,448	7,178,222	66,484,461
11,167,417	1,581,423	6,824	12,844,462	1,302,550	7,884,114	67,954,678
11,017,025	1,522,372	6,035	12,627,366	1,175,883	7,787,238	67,627,696
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093
8,024,742	1,788,545	8,798	9,913,022	1,711,415	7,319,977	67,150,648

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
62,958	29,063,742	28,970,252	0	385,744	16,808,429	7,230,771	1,530,389
57,876	29,219,464	29,128,381	0	381,091	16,940,698	7,175,073	1,531,406
65,048	28,933,832	28,832,497	0	353,324	17,241,244	7,123,102	1,531,531
71,864	29,668,554	29,570,897	2,000	385,208	16,658,045	7,026,618	1,526,794
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824
59,672	29,139,258	29,028,117	0	405,335	16,900,664	7,033,101	1,526,615

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		方		報 告 組 合 数
	預 け 金		計	う ち 国 債	貸 出 金		
	計	う ち 系 統			計	う ち 公 庫 (農 貸 付 金)	
435,461	57,615,928	57,393,065	4,868,974	1,551,636	23,761,759	257,618	736
375,014	56,955,772	56,755,969	4,959,200	1,627,779	23,739,217	257,068	733
357,462	57,220,898	57,015,898	4,990,689	1,644,639	23,766,166	254,900	733
373,061	56,597,322	56,368,801	5,021,101	1,681,442	24,016,461	257,490	727
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,001	258,627	722
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722
374,837	56,186,290	55,941,143	4,954,120	1,611,791	23,756,624	270,755	741

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2010. 3	2,019,722	1,356,890	3,376	56,458	14,539	1,278,801	1,250,672	165,573	588,024	
4	2,004,778	1,368,944	3,418	56,421	12,458	1,265,790	1,243,191	163,431	589,227	
5	2,006,642	1,371,979	3,417	56,420	13,693	1,260,847	1,238,122	160,685	594,196	
6	2,031,610	1,393,133	3,417	56,422	13,636	1,284,052	1,261,370	158,387	598,025	
2009. 6	2,021,463	1,375,500	3,540	55,194	13,992	1,262,249	1,236,924	163,558	603,780	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農資金)		
2010. 1	887,939	506,913	144,179	107,652	118,510	7,529	841,485	831,600	4,800	216,069	7,482	162	
2	887,676	505,424	142,579	108,165	118,591	7,002	838,408	828,674	4,800	216,676	7,470	162	
3	893,720	504,724	146,413	115,061	118,504	8,164	849,363	838,349	4,802	219,233	7,431	162	
4	878,741	503,151	149,181	116,539	118,575	7,060	833,654	821,304	4,796	221,828	8,471	162	
2009. 4	883,370	506,160	159,186	117,651	118,426	8,417	842,526	830,966	4,728	223,909	8,558	166	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金(2009年4月より共済借入金を含まない)。
 4 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金(2009年4月より共済貸付金を含まない)。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2007. 3	212,166	51,529	1,808,753	1,442,604	416,504	634,955	93,670	
	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828	
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073	
	<hr/>								
	2009. 6	226,169	55,065	1,859,204	1,524,155	429,716	642,435	93,278	
	7	226,775	55,105	1,846,961	1,524,611	430,665	642,594	93,484	
	8	226,780	55,230	1,825,420	1,522,732	429,783	641,254	93,400	
	9	226,289	55,180	1,820,787	1,531,553	434,298	644,596	93,802	
	10	226,077	57,354	1,813,169	1,528,779	432,084	642,985	93,764	
	11	226,095	56,773	1,811,129	1,523,166	430,611	640,200	93,733	
	12	225,258	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401	
	2010. 1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100	
2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186		
3 *	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025		
4 *	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768		
5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495		
6 P	227,609	54,304	1,774,424	1,529,129	427,186	634,261	P 93,404		
<hr/>									
前 年	2007. 3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	
	2008. 3	1.8	1.8	0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3	
<hr/>									
同 月 比 増 減 率	2009. 6	3.8	7.0	2.8	3.3	1.5	1.9	0.2	
	7	3.6	6.4	2.1	3.0	1.6	1.7	0.3	
	8	3.6	4.9	1.0	2.5	1.2	1.2	0.1	
	9	3.0	4.1	1.1	2.6	1.6	1.0	0.1	
	10	2.9	5.0	1.2	2.2	1.5	1.1	0.4	
	11	2.8	3.1	2.6	0.9	0.7	0.2	0.1	
	12	2.7	1.1	4.5	0.0	0.6	0.4	0.1	
	2010. 1	2.6	0.3	4.2	0.1	0.6	0.7	0.4	
	2	2.5	0.5	4.8	0.0	0.6	0.9	0.1	
	3 *	1.4	0.9	5.3	0.0	0.0	1.1	0.1	
	4 *	1.2	1.1	5.7	0.1	0.4	1.3	0.2	
	5	0.6	0.6	5.9	0.0	0.8	1.6	0.1	
6 P	0.6	1.4	4.6	0.3	0.6	1.3	P 0.1		

(注) 1 表9(注)に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp> のご案内

99年4月以降の『農林金融』『金融市場』などの調査研究論文や、『農林漁業金融統計』の最新の統計データがこのホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご利用ください。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

トピックス

今月の経済・金融情勢(8月)
2010～11年度改訂経済見通し

『よくわかる経済金融ハンドブック』
『解説・WTO農業交渉』
『2009年農林漁業金融統計』
『総研レポート』『米国協同組織金融機関の研究』

最新情報

【農林漁業・環境問題】

- ・矛盾深まる中国の農地制度
経済成長に取り残された農民
- ・小麦の国際需給と日本の自給
- ・<講演> 中国農業・農村改革の到達点と課題

【協同組合】

- ・欧州協同組合銀行協会の国際会議に参加して
- ・農商工連携によるジンジャーエール開発と積極的な販売活動 JAわかやまの取り組み
- ・病院給食における地産地消
JA神奈川県厚生連伊勢原協同病院と
JAいせはら地場野菜出荷グループの取り組み
- ・協同組合の独禁法適用除外問題についての一考察

【組合金融】

- ・「農業経営統計調査」にみる販売農家の農業所得の動向

【国内経済金融】

- ・進化するマーケティング手法を活かす横浜銀行
- ・地域ニーズに寄り添い展開進める磐田信用金庫
- ・地域銀行における投資信託販売の動向
- ・最近の地域銀行における住宅ローンの取組み
- ・就業環境の変化と賃貸住宅経営への影響
- ・わが国の財政赤字と長期金利
- ・住宅ローン利用者の資産形成について

【海外経済金融】

- ・グローバル・インバランス問題に関する一考察
- ・成長が加速し始める中国の西部地域
「西部大開発」戦略の実態と展望
- ・スペイン・ギリシャの経済構造の特徴について
～欧州債務危機の観点から～

*2010年8月のHPから一部を掲載しております。「最新情報のご案内」や「ご意見コーナー」もご利用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2010年9月号第63巻第9号 通巻775号 9月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み)1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社